

新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会（第 1 回）

日時：令和 7 年 7 月 3 日（木）

午後 2 時 30 分～

場所：自治会館別館 3 階第 1 研修室

開 会

あいさつ

議 題

中山間地域等直接支払制度について

1 令和 6 年度及び第 5 期対策の実施状況について

2 第 6 期対策の県特認基準及び令和 7 年度の実施見込みについて

情報提供

閉 会

新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会 出席者名簿

【委員】

所 属	役 職	氏 名	備考
弘前大学大学院地域社会研究科	教 授	平井 太郎	座長
(株)エム・コミュニケーション	代表取締役	野本 幸	
新潟日報社 論説編集委員会	論説編集委員	佐藤 千尋	欠席
新潟大学 自然科学系（農学部）	助 教	氷見 理	
新潟経済同友会	専 務 理 事 事 務 局 長	藤澤 成	

【県】

所 属	役 職	氏 名	備考
農林水産部	技 監	石田 正雄	
農林水産部 地域農政推進課	課 長	藤田 一	
農林水産部 地域農政推進課	課 長 補 佐	歌代 景一	
農林水産部 地域農政推進課	係 長	堀本 貴則	
農林水産部 地域農政推進課	主 任	池田 将樹	
農林水産部 農業総合研究所 中山間地域農業研究センター	センター長	小林 益雄	
農地部 農村環境課	参 事	堂馬 彬史	
農地部 農村環境課	副 参 事	星野 綾子	

【資料一覧】

- 資料 1－1 : 令和 6 年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況の概要（案）
- 資料 1－2 : 令和 6 年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況（案）
- 資料 2－1 : 中山間地域等直接支払制度第 5 期対策の実施状況の概要（案）
- 資料 2－2 : 中山間地域等直接支払制度第 5 期対策の実施状況について（案）
- 資料 2－3 : 棚田地域振興活動加算の取組目標及び達成状況について
- 資料 3－1 : 中山間地域等直接支払制度第 6 期対策の概要と県特認基準等の設置について
- 資料 3－2 : 令和 7 年度中山間地域等直接支払交付金の実施見込みについて
- 資料 4 : 中山間地域等直接支払制度に対する国要望事項について
- 資料 5 : 棚田振興に向けた取組状況について

- 参考資料 1 : 新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会設置要領
- 参考資料 2 : 中山間地域等直接支払制度の実施に係る第三者機関の役割について
- 参考資料 3 : 棚田地域振興活動加算に係る参考資料
- 参考資料 4 : 中山間地域等直接支払制度 第 6 期対策パンフレット

令和6年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況の概要（案）

令和7年7月3日
地域農政推進課

概 要

- 1 協定締結数は、新規協定の締結により前年度に比べて3協定増加し788協定となりました。
- 2 交付面積は、前年度に比べて22ha増加し、22,843haとなりました。
- 3 交付金額は、取組面積の増加はあったものの、国の当初配分額が減額された影響等を受け、年度当初の見込額から42百万円減の3,490百万円にとどまりました。
- 4 体制整備単価が交付された集落協定703協定の全てで集落戦略が策定されました。
- 5 本制度によって、中山間地域の条件不利な農地22,843haが、適正な農業生産活動等により維持され、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の増進が図られました。

【 協定農用地面積・交付金額 】

項目	令和6年度 A	令和5年度 B	増減 (A-B)
交付市町村数	22	22	± 0
協定数	788	785	+ 3
集落協定	771	768	+ 3
個別協定	17	17	+ 0
交付面積(ha)	22,843	22,821	+ 22
急傾斜	10,018	10,033	△ 15
緩傾斜等	12,825	12,788	+ 37
加算措置取組面積(延べha)	9,251	9,498	△247
交付金額(百万円)	3,490	3,485	+ 5
傾斜農用地等に対する交付	3,082	3,082	± 0
加算措置	407	403	+ 4
共同取組活動充当割合(%)	41.4	42.6	△ 1.2
1集落協定あたり交付面積(ha/協定)	29.4	29.5	△ 0.1
集落戦略策定済みの協定数	703	615	+ 88

令和 6 年度
中山間地域等直接支払交付金の実施状況（案）

令和 7 年〇月
新潟県農林水産部

【利用上の注意】

- 1 本実施状況は、中山間地域等直接支払交付金（以下、交付金）における令和6年度の実施状況（令和7年3月31日現在）を取りまとめた結果である。
- 2 複数の市町村にまたがる協定は、協定農用地が存在するそれぞれの市町村から報告があるため、交付面積及び交付金額以外は延べ数で集計している。
- 3 表中に使用した記号は次のとおりである。
「0」… 単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）
「－」… 事実のないもの。
- 4 面積等は単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

【問い合わせ先】

新潟県農林水産部地域農政推進課

中山間地域活性化推進係

電話：025－280－5979（直通）

～ 目 次 ～

	頁
1 交付金を交付した市町村数（交付市町村数）	1
2 協定数	1
3 交付金が交付された面積（交付面積）	3
4 加算措置の取組	5
5 交付金額	6
6 集落協定の概要	7
7 集落協定の内容	8
（１）協定に定める活動内容等	
（２）交付金の配分割合	
（３）共同取組活動に配分された交付金の使途	

1 交付金を交付した市町村数（交付市町村数）

- 交付市町村数は 22 市町村で、全市町村の 73%であり、過去 5 年間で変わりはない。

（表 1）交付市町村数

	第 5 期					前年度との比較 （増減）
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
全市町村数①	30	30	30	30	30	±0
交付市町村数②	22	22	22	22	22	±0
交付市町村率（%）②/①	73	73	73	73	73	-

2 協定数

- 令和 6 年度の協定数は 788 協定（集落協定が 771 協定、個別協定が 17 協定）で、これまで制度に取り組んでなかった集落が、市町村の働きかけなどにより、新たに協定締結し、前年度に比べて 3 協定増加した。
- 体制整備単価に取り組んだ協定数は、集落協定では全体の 91%にあたる 703 協定、個別協定では 17 協定全てとなっている

（表 2）取組単価別の協定数

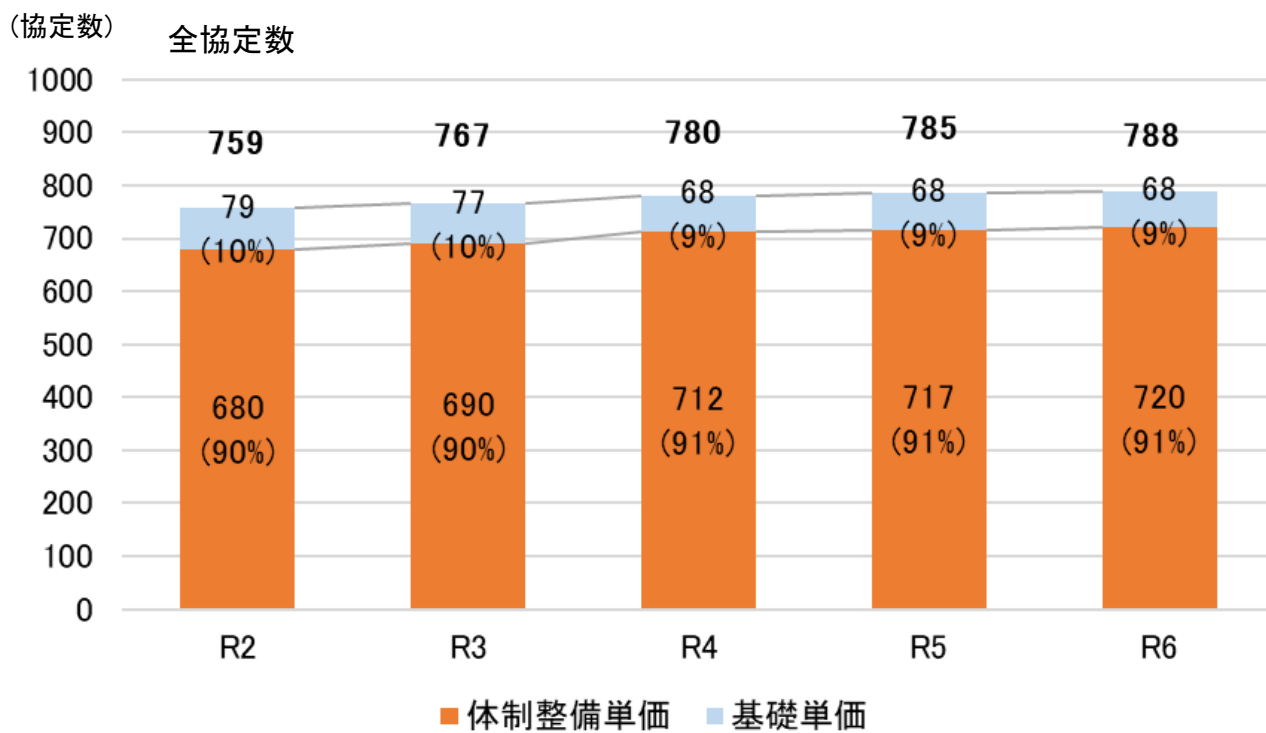
	第 5 期					前年度との比較 （増減、比）
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
全協定	759	767	780	785	788	+ 3 （+ 0%）
基礎単価※2	79	77	68	68	68	± 0 （ 0%）
体制整備単価※2	680	690	712	717	720	+ 3 （+ 0%）
集落協定※1	747	753	763	768	771	+ 3 （+ 0%）
基礎単価※2	79	77	68	68	68	± 0 （ 0%）
体制整備単価※2	668	676	695	700	703	+ 3 （+ 0%）
個別協定※1	12	14	17	17	17	± 0 （ 0%）
基礎単価※2	0	0	0	0	0	± 0 （ - ）
体制整備単価※2	12	14	17	17	17	± 0 （ 0%）

※1 集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

個別協定とは、認定農業者等が、農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は農作業受委託を行う契約に基づき締結する協定。

※2 基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価。

体制整備単価とは、適正な農業生産活動等に加え、農業生産活動等の体制整備のための取組（集落の将来像や課題について協定参加者で話し合い「集落戦略」を作成）を行う場合の単価



(図 1) 協定数の推移

3 交付金が交付された面積（交付面積）

- 令和6年度の交付面積は22,843haであり、新規協定の締結や個別協定における農地の集積により、前年度に比べて22ha増加した。
- 取組単価別では、体制整備単価が21,722ha、基礎単価が1,121haとなり、新規3協定のうち2協定が体制整備単価に取り組んだこと、地域計画の策定により1協定が体制整備単価に取り組んだことから、体制整備単価が前年度に比べて36ha増加した。
- 地目別では、田が99%、畑が1%で、ほとんどの地目が田で占めている。
- 交付対象となる農用地の基準（交付基準）別の割合は、急傾斜農用地44%、緩傾斜農用地42%、その他の農用地が14%となっている。第5期対策期間中はすべての交付基準で増加傾向にあるが、令和6年度の急傾斜は圃場整備による一時除外や能登半島地震による農用地の除外等により、面積が減少した。

（表3）取組単価別の交付面積

（単位：ha）

	第5期					前年度との比較 （増減、比）
	R2	R3	R4	R5	R6	
全協定	21,979	22,321	22,667	22,821	22,843	+ 22 （+ 0%）
基礎単価	1,369	1,325	1,131	1,135	1,121	△ 14 （△ 1%）
体制整備単価	20,610	20,996	21,536	21,686	21,722	+ 36 （+ 0%）
集落協定	21,866	22,204	22,526	22,670	22,692	+ 22 （+ 0%）
基礎単価	1,369	1,325	1,131	1,135	1,121	△ 14 （△ 1%）
体制整備単価	20,497	20,879	21,395	21,534	21,571	+ 36 （+ 0%）
個別協定	113	117	141	152	151	△ 0 （△ 0%）
基礎単価	6	0	0	0	0	± 0 —
体制整備単価	113	117	141	152	151	△ 0 （△ 0%）

(表 4) 地目別・交付基準別の交付面積

(単位: ha)

		第 5 期					前年度との比較 (増減、比)
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
交付面積		21, 979	22, 321	22, 667	22, 821	22, 843	+ 22 (+ 0%)
地 目 別	田	21, 742	22, 056	22, 396	22, 547	22, 569	+ 22 (+ 0%)
	畑	237	266	271	274	274	± 0 (+ 0%)
	草地	0	0	0	0	0	± 0 (-)
	採草放牧地	0	0	0	0	0	± 0 (-)
交 付 基 準 別	急傾斜※ ¹	9, 899	9, 948	9, 992	10, 033	10, 018	△ 15 (△ 0%)
	緩傾斜※ ²	8, 864	9, 144	9, 421	9, 501	9, 522	+ 21 (+ 0%)
	高齢化率・耕作放棄地率※ ³	543	545	545	597	598	+ 1 (+ 0%)
	小区画・不整形※ ⁴	19	20	20	20	20	± 0 (△ 1%)
	特認基準※ ⁵	2, 653	2, 665	2, 689	2, 671	2, 686	+ 15 (+ 1%)

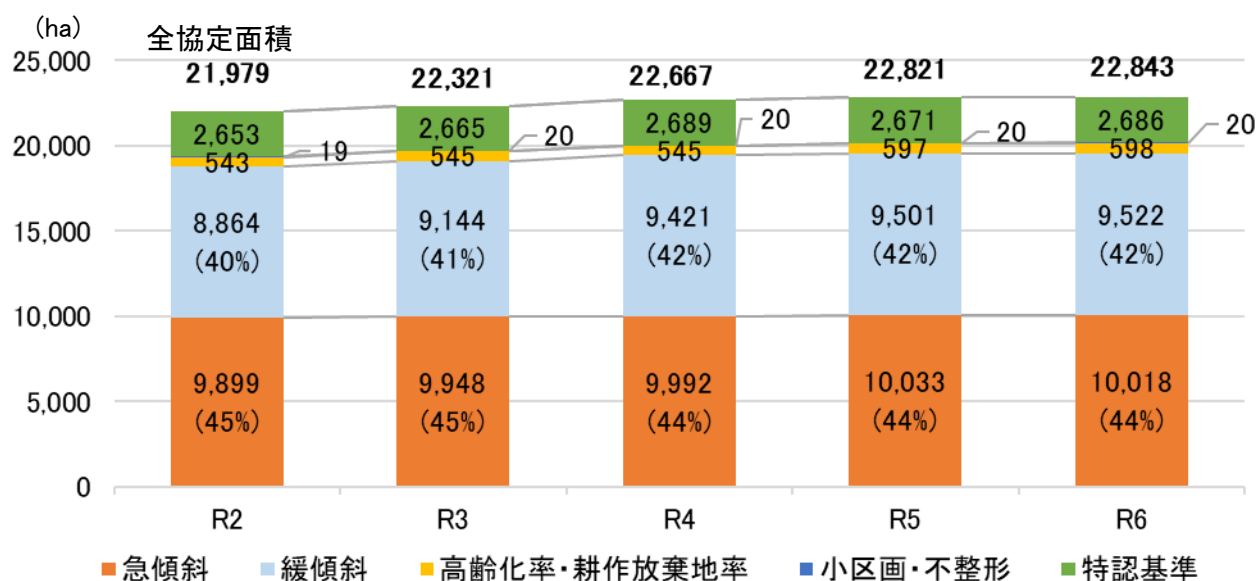
※¹ 急傾斜とは、勾配が田で 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上ある農用地

※² 緩傾斜とは、勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地

※³ 高齢化率・耕作放棄地率とは、農林業センサスにおける高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

※⁴ 小区画・不整形とは、自然条件により小区画・不整形な田

※⁵ 特認基準とは、都道府県知事が定める基準に該当する農用地（新潟県では、離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域（佐渡市）における傾斜地以外の農用地が該当）



(図 2) 交付基準別の交付面積の推移

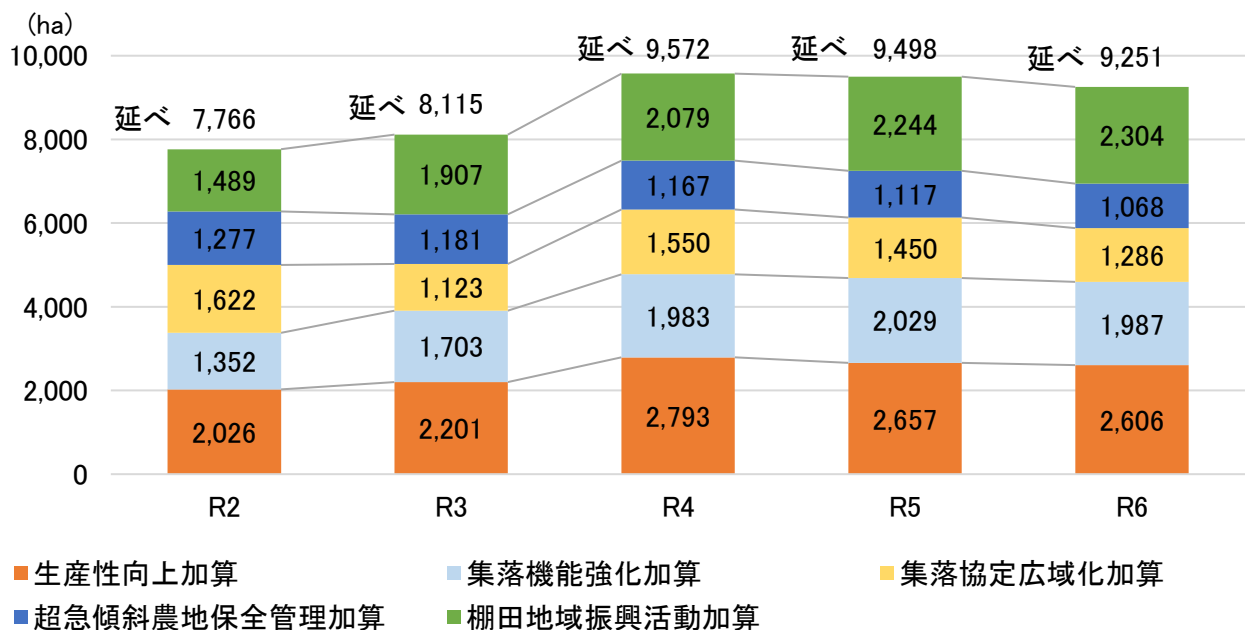
4 加算措置の取組

- 令和6年度の加算措置の取組は、棚田地域振興活動加算 2,304ha、超急傾斜農地保全管理加算 1,068ha、集落協定広域化加算 1,286ha、集落機能強化加算 1,987ha、生産性向上加算 2,606ha であり、延べ 9,251ha となっている。
- 前年度に比べて、加算活用協定数は延べ 6 協定減少、面積は 247ha 減少したが、その原因は、広域化加算や生産性向上加算の目標達成による交付の中止が主である。
- また、超急傾斜農地保全管理加算の減少は、棚田地域振興活動加算への移行によるものである。

(表5) 加算措置の取組状況

(単位：協定数・ha)

	第5期										前年度との比較	
	R2		R3		R4		R5		R6		(増減)	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
棚田地域振興活動加算	39	1,489	51	1,907	55	2,079	56	2,244	56	2,304	± 0	+ 60
超急傾斜農地保全管理加算	89	1,277	87	1,181	86	1,167	84	1,117	84	1,068	± 0	△ 49
集落協定広域化加算	23	1,622	16	1,123	19	1,550	17	1,450	15	1,286	△ 2	△ 164
集落機能強化加算	23	1,352	32	1,703	42	1,983	45	2,029	44	1,987	△ 1	△ 42
生産性向上加算	49	2,026	53	2,201	61	2,793	64	2,657	61	2,606	△ 3	△ 52
延べ合計	223	7,766	239	8,115	263	9,572	266	9,498	266	9,251	△ 6	△ 247



(図3) 第5期対策の加算措置の取組面積の推移

5 交付金額

- 令和6年度の交付金の総額は3,490百万円と、協定面積や棚田地域振興活動加算の面積増加が見られたものの、国の当初配分減額措置や追加配分に係る交付申請時期が遅れたため、令和5年度に比べ5百万円の増加にとどまった。
- 取組単価別では、基礎単価が134百万円、体制整備単価（加算措置含む）が3,356百万円となっている。
- 協定別では、集落協定が3,470百万円、個別協定が19百万円となっている。

（表6）交付金の総額

（単位：百万円）

		第5期					前年度との比較 （増減、比）
		R2	R3	R4	R5	R6	
交付金額		3,319	3,393	3,481	3,485	3,490	+ 5 (+ 0%)
単価別	基礎単価	157	152	135	136	134	△ 2 (△ 1%)
	体制整備単価	3,162	3,242	3,346	3,349	3,356	+ 7 (+ 0%)
協定別	集落協定	3,304	3,377	3,462	3,466	3,470	+ 5 (+ 0%)
	個別協定	15	16	18	19	19	± 0 (0%)
区分別	傾斜農用地等に対する交付	2,994	3,028	3,065	3,082	3,082	± 0 (0%)
	加算措置	325	366	416	403	407	+ 5 (+ 1%)

【参考】第5期対策における各加算措置の概要

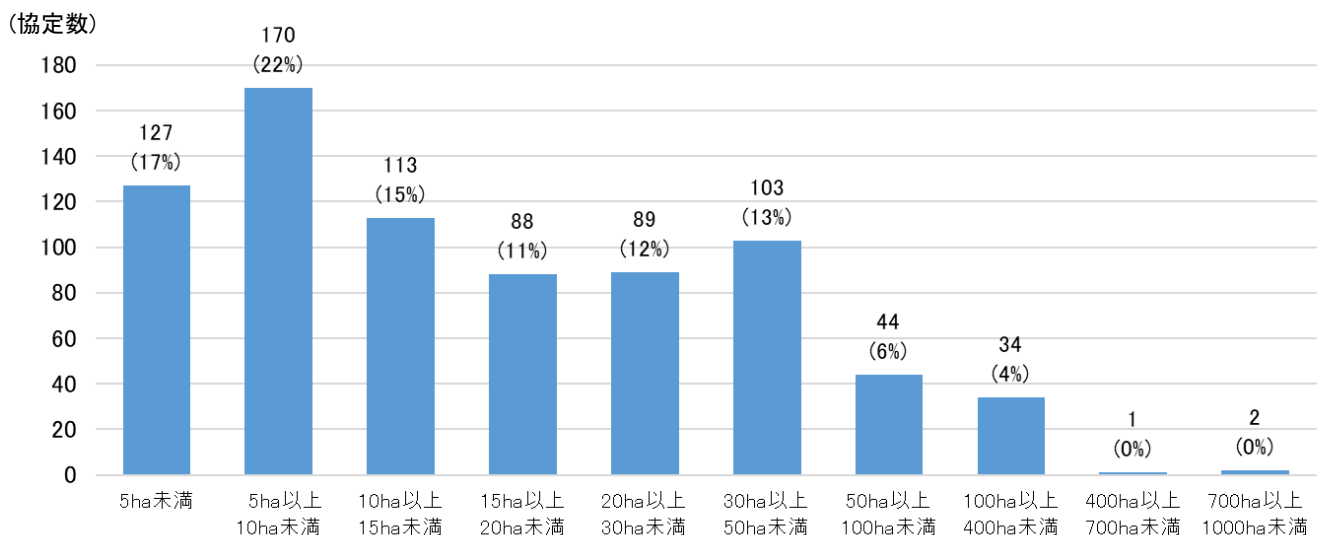
加算項目	10a 当たり単価
○棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 （超急傾斜農用地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可） 【令和4年度～】 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）は4,000円/10aを上乗せ	10,000円 （田・畑） <超急傾斜> 14,000円 （田・畑）
○超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 （田・畑）
○集落協定広域化加算【上限額：200万円／年・協定】 複数の集落で集落協定を締結し将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 （地目によらず）
○集落機能強化加算【上限額：200万円／年・協定】 人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組みを支援	
○生産性向上加算【上限額：200万円／年・協定】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等を支援	

6 集落協定の概要

- 1 協定当たりの平均交付面積は 29.4ha、平均交付金額は 453 万円となっている。
- 面積規模別の協定数をみると、5ha 以上 10ha 未満層が最も多く 22%を占め、10ha 未満の協定が 39%、30ha 以上の協定が 24%を占めている。
- 協定参加者数は、約 2.3 万人となっており、協定参加者の内訳をみると、農業者、農業法人、農業生産組織で 90%を占め、非農業者は 9%となっている。

(表 7) 1 協定当たりの参加者数、交付面積及び交付金額等

	1 協定当たりの平均			参加者 1 人当たり交付金額 (万円)
	参加者数	交付面積 (ha)	交付金額 (万円)	
全 体	30	29.4	453	15
基礎単価	16	16.5	197	13
体制整備単価	32	30.7	477	15



(図 4) 集落協定における面積規模別の協定数

(表 8) 集落協定における協定参加者数

	計	参加者内訳						
		農業者	農業法人	農業生産組織	土地改良区	水利組合	非農業者	その他 (NPO 等)
協定参加者	23,086	20,122	565	108	13	87	1,974	217
(構成比)	(100%)	(87%)	(2%)	(1%)	(0%)	(0%)	(9%)	(1%)

※1 「非農業者」とは、自ら耕作する農地は有しないが、水路、農道等の管理活動や景観形成作物の作付など、集落協定の活動には参加する者

※2 農業法人・農業生産組織は法人数・組織数（法人・組織の構成員は農業者に含まれていない）

7 集落協定の内容

(1) 協定に定める活動内容等

① 集落マスタープラン

集落の10～15年後の目指す将来像や、将来像を実現するための活動方策である集落マスタープランの内容をみると、目指す将来像では「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が91%で最も多く、将来像を実現するための活動方策では「共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備」が74%で最も多くなっている。

(表9) 集落マスタープランにおける目指す将来像

	集落協定 総数	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保	④その他
協定数 〔総数に占める割合〕	771	699 (91%)	191 (25%)	28 (4%)	49 (6%)

(表10) 集落マスタープランにおける将来像を実現するための活動方策

	集落協定 総数	①機械・農作業の共同化等営農組織の育成	②高付加価値型農業	③農業生産条件の強化	④担い手への農地集積	⑤担い手への農作業の委託	⑥新規就農者等による農業生産	⑦地場産農産物等の加工・販売	⑧消費・出資の呼び込み	⑨共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑩その他
協定数 〔総数に占める割合〕	771	124 (16%)	15 (2%)	64 (8%)	132 (17%)	93 (12%)	21 (3%)	22 (3%)	1 (0%)	569 (74%)	62 (8%)

② 農業生産活動等を継続するための活動

全ての集落協定で取組が必須となっている農業生産活動等を継続するための3つの活動の内容をみると、

耕作放棄の防止等の活動では「農地の法面管理」が84%と最も多く、次いで「賃借権設定・農作業の委託」が66%となっている。

水路・農道等の管理活動では、「農道の管理」が98%、「水路の管理」が97%となっており、ほぼすべての協定が取り組んでいる。

多面的機能を増進する活動では「周辺林地の下草刈」が63%と最も多く、次いで「景観作物の作付け」が33%となっている。

(表 11) 耕作放棄地の防止等の活動

	集落協定総数	①賃借権設定・農作業の委託	②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	③既荒廃農用地の保全管理	④農地の法面管理	⑤柵、ネットの設置等鳥獣被害防止	⑥限界的農地の林地化	⑦簡易な基盤整備	⑧担い手の確保	⑨地場農産物の加工・販売	⑩その他
協定数 〔総数に占める割合〕	771	509 (66%)	0 (0%)	70 (9%)	644 (84%)	131 (17%)	1 (0%)	80 (10%)	68 (9%)	21 (3%)	31 (4%)

※ 「その他」には、土地改良事業、災害復旧、地目変更等がある。

(表 12) 水路・農道等の管理活動

	集落協定総数	①水路の管理	②農道の管理	③その他の施設の管理
協定数 〔総数に占める割合〕	771	744 (97%)	752 (98%)	8 (1%)

(表 13) 多面的機能を増進する活動

	集落協定総数	①周辺林地の下草刈	②土砂流亡に配慮した営農	③棚田オーナー制度	④市民農園等の開設・運営	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	⑥景観作物の作付け	⑦魚類・昆虫類の保護	⑧鳥類の餌場の確保	⑨粗放的畜産	⑩堆きゅう肥の施肥等	⑪その他
協定数 〔総数に占める割合〕	771	487 (63%)	6 (1%)	11 (1%)	5 (1%)	11 (1%)	255 (33%)	49 (6%)	60 (8%)	0 (0%)	24 (3%)	10 (1%)

※ 「堆きゅう肥の施肥等」には、堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付がある。

③ 農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動（集落戦略の策定）

体制整備単価の要件となっている集落戦略の策定については、体制整備単価に取り組むすべての集落協定が「集落戦略を策定済み」となった。

（表 14）集落戦略の策定状況

	集落協定総数	うち体制整備単 価協定数 〔集落戦略の策定 が必要な協定数 ①〕	うち集落戦略を 策定済み ②	割合 （②／①）
協定数	771	703	703	100%
（R5 実績）	（768）	（700）	（615）	（88%）

(2) 交付金の配分割合

- 集落協定における令和6年度の交付金の配分割合は、共同取組活動に41%、個人配分に59%となっており、過去5年間、同程度の割合で推移している。
- 共同取組活動への配分割合別集落協定数をみると、25%以上50%未満の割合が最多で、共同取組活動に100%を配分している協定が45協定(6%)、個人に100%配分している協定が15協定(2%)ある。

(表15) 集落協定における交付金の配分割合 (単位：%)

	第5期				
	R2	R3	R4	R5	R6
共同取組活動	42	42	43	43	41
個人配分	58	58	57	57	59

(表16) 共同取組活動への配分割合別集落協定数

	計	共同取組活動への配分割合別集落協定数					
		0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
協定数	771	15	180	268	241	22	45
(割合)	(100%)	(2%)	(23%)	(35%)	(31%)	(3%)	(6%)

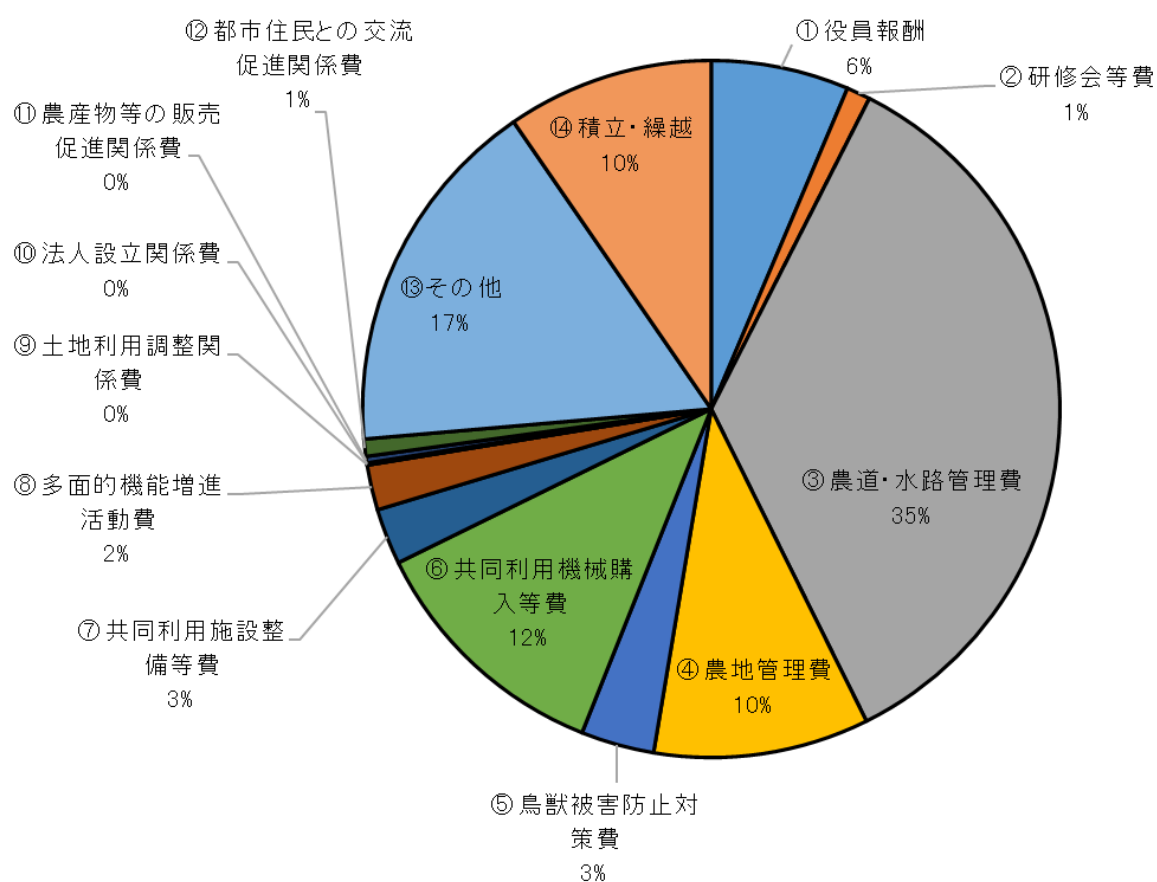
(3) 共同取組活動に配分された交付金の使途

- 集落協定における共同取組活動に配分された交付金の使途で多いのは、「役員報酬」、「農道・水路管理費」と続いている。
- また、支出割合で多いのは、「農道・水路管理費」が35%、次いで「共同利用機械等購入」が12%と続いている。

(表 17) 共同取組活動の交付金の使途 (協定数)

	①役員報酬	②研修会等費	③農道・水路管理費	④農地管理費	⑤鳥獣被害防止対策費	⑥共同利用機械購入等費	⑦共同利用施設整備等費
協定数 〔総数に占める割合〕	694 (90%)	267 (35%)	658 (85%)	314 (41%)	152 (20%)	168 (22%)	91 (12%)
	⑧多面的機能増進活動費	⑨土地利用調整関係費	⑩法人設立関係費	⑪農産物等の販売促進関係費	⑫都市住民との交流促進関係費	⑬その他	⑭積立・繰越
協定数 〔総数に占める割合〕	321 (42%)	1 (0%)	1 (0%)	34 (4%)	42 (5%)	655 (85%)	88 (11%)

※ 「農地管理費」は、畦畔の管理や法面点検、耕作放棄地の復旧等の農地管理に係る費用
「多面的機能増進活動費」は、P9 に記載の多面的機能の増進につながる活動に係る費用



(図 5) 共同取組活動の交付金の使途別支出割合

中山間地域等直接支払制度第 5 期対策の実施状況の概要（案）

令和 7 年 7 月 3 日
地域農政推進課

概 要

- 1 県内 22 市町村、788 協定の取組により、22,843ha の農地および水路・農道等が保全され、中山間地域の食料供給はじめ多面的機能が確保されました。
- 2 期間中、対象農用地面積は、緩傾斜農用地を中心に緩やかに 864ha 増加し、協定数も同様に 29 協定増加しました。
- 3 703 の協定が集落戦略を策定し、意欲的な協定では、持続可能な営農の実現に向けて、営農体制の強化や協定事務の合理化等の取組が実践されました。
- 4 特徴的な協定活動としましては、加算措置の活用等により、集落内外の多様な組織や人材と連携しながら関係人口の拡大や農村コミュニティの再生を目指す取組が見られました。

【 第 5 期対策期間中における協定農用地面積・交付金額の増減 】

項目	令和6年度 A	令和2年度 B	増減 (A－B)
交付市町村数	22	22	± 0
協定数	788	759	+ 29
集落協定	771	747	+ 24
個別協定	17	12	+ 5
交付面積 (ha)	22,843	21,979	+864
急傾斜	10,018	9,899	+119
緩傾斜等	12,825	12,080	+745
加算措置取組面積 (延べ ha)	9,251	7,765	+1,486
交付金額 (百万円)	3,490	3,319	+171
傾斜農用地等に対する交付	3,082	2,994	+ 88
加算措置	407	325	+ 82
1 集落協定あたり交付面積 (ha/協定)	29.4	29.3	+0.1
体制整備単価に取り組む集落協定数	703	668	+ 35

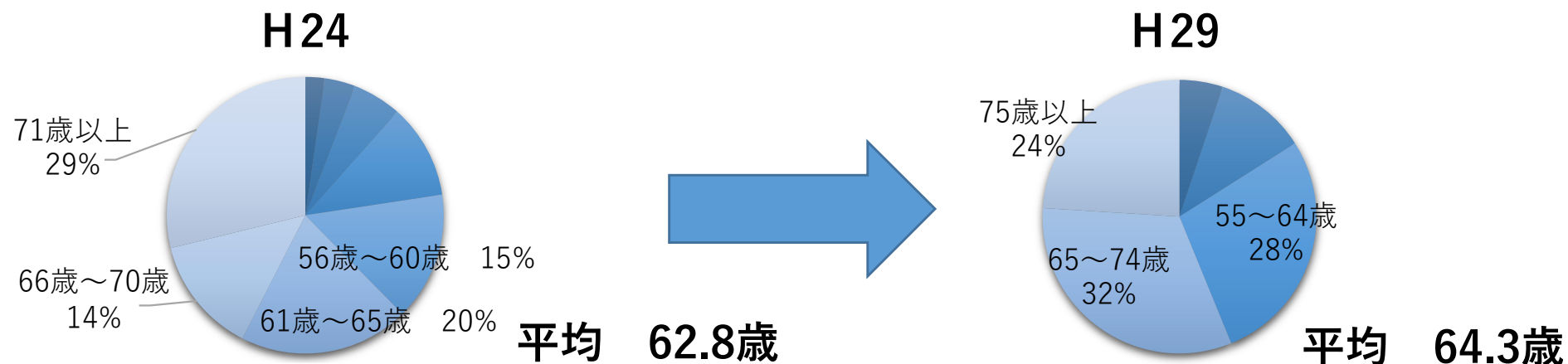
中山間地域等直接支払制度 第 5 期対策の実施状況について（案）

新潟県農林水産部地域農政推進課

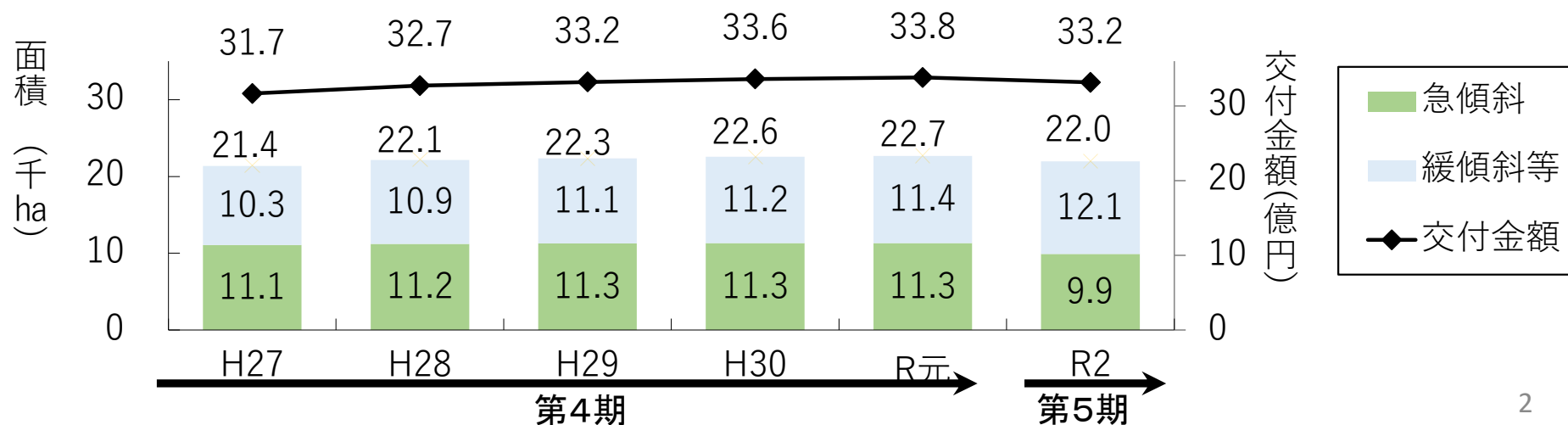
1 対策当初の課題

- 高齢化・過疎化の進展に伴い、協定参加者が減少し、共同取組活動に支障
- 農業の担い手が減少し、農業生産活動に支障
- 鳥獣被害の増加など生産条件の不利性が拡大

【集落協定参加者の年齢構成の変化】



【取組面積の推移】



2 課題解決に向けた県の取組方向

○ 持続可能な営農体制の構築

条件不利農地の維持保全や集落機能の維持の観点から、**中山間地域等直接支払制度**の活用などにより、**農業をベースとした多様な人材の多様な働き方による持続可能な営農体制づくりを推進**

○ ビレッジプラン2030 の推進

担い手の減少により農地の維持が困難となっている中山間地域において、10年後を見据え、農業法人等の**活動組織づくりと地域の将来プラン策定を支援**するとともに、意欲的に取り組む方や活動を的確に**サポート**できる県・市町村等の**人材を養成**

○ 地域資源を活かした所得確保の推進

豊かな自然環境等の**多様な地域資源を活かし**、消費動向等の社会情勢の変化に対応した**多様な産業との連携**によるコミュニティビジネスやグリーン・ツーリズムを推進

3 制度の対象地域と取組市町村

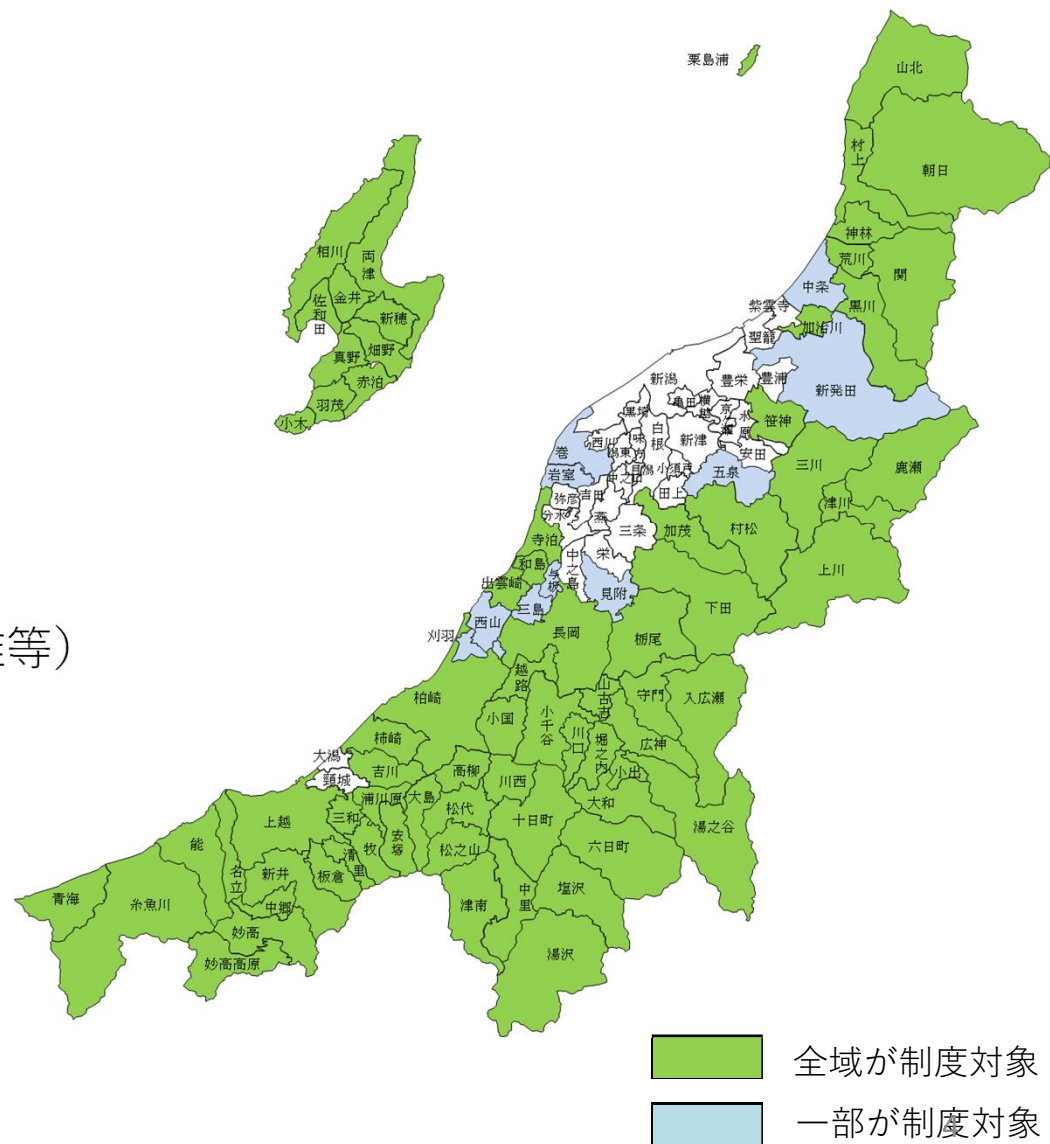
- 制度の対象となる地域を有するのは県内 24 市町村で、このうち、22 市町村で制度が実施された。

【法指定地域】

- ・ 特定農山村法
- ・ 山村振興法
- ・ 過疎法
- ・ 離島振興法
- ・ 棚田地域振興法

【県特認地域】

- ・ 8 法隣接農用地
- ・ 統計上の中山間地域
- ・ その他（人口集中地区(DID)からの距離等）
- ・ 特別豪雪地帯
- ・ 高齢化率または、耕作放棄地率が
県平均以上の地域

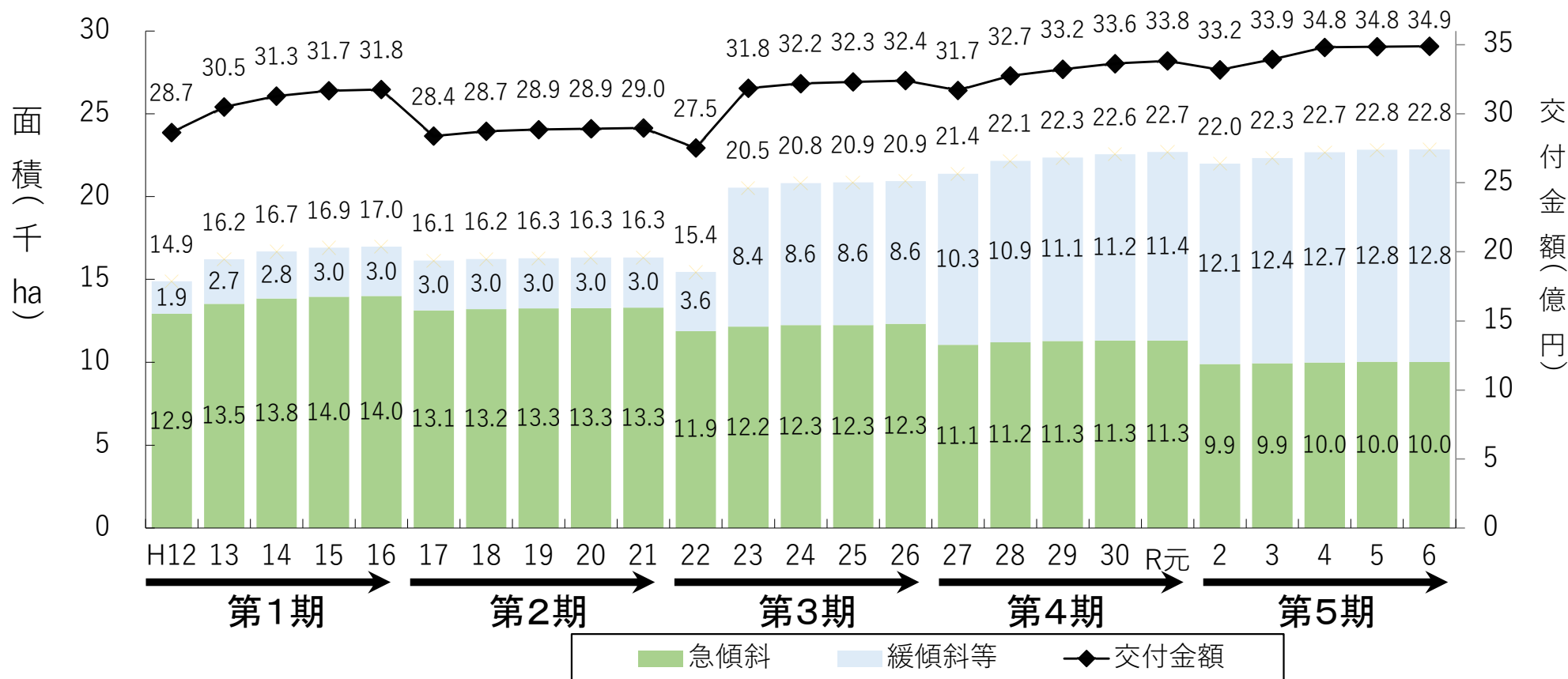


4 実績

(1) 交付面積・交付金額

- 期の替わりで、急傾斜農用地の面積が12%減少した一方、緩傾斜農用地は6%増加
- 令和3・4年度、過疎指定地域拡大に伴って協定が増加し、面積・金額が伸び
- 令和6年度の交付面積22.8千ha、交付金額34.9億円は、いずれも過去最大

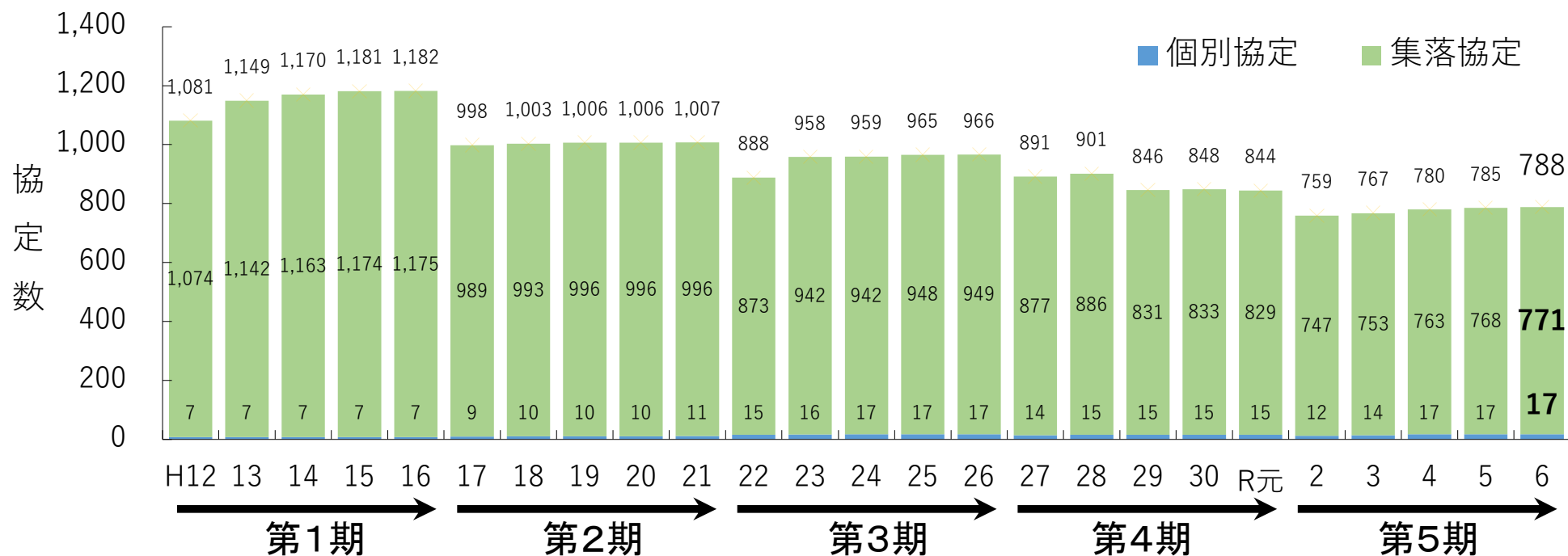
【交付面積・金額の推移】



(2) 協定数

- 協定の統合・廃止により、期の替わりで協定数は85減少
- 令和6年度の平均協定面積は29.4haと令和元年度の27.2haから8%増加

【協定数の推移】

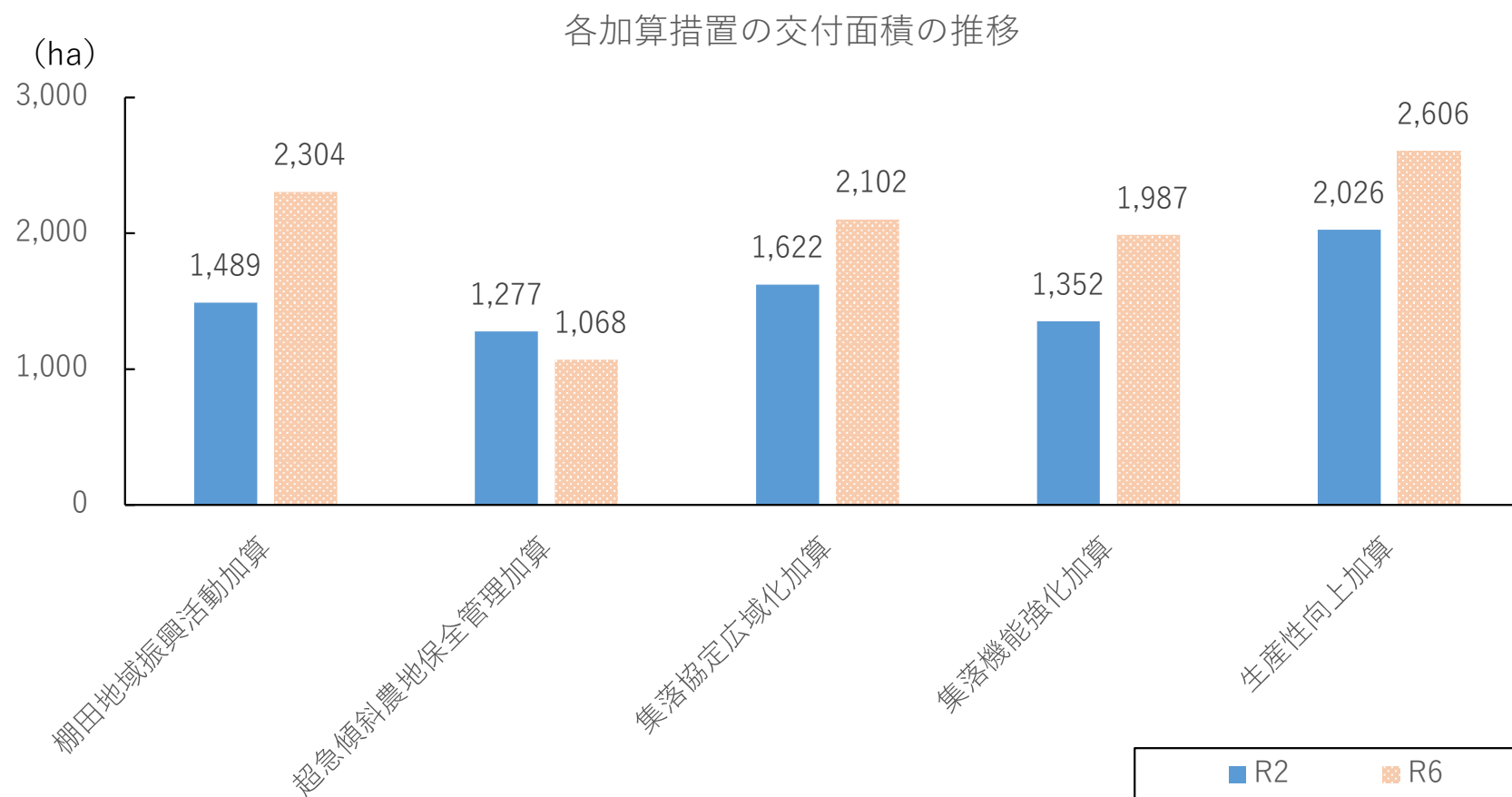


【協定あたり交付面積の推移】

	H 16 第 1 期最終年	H 21 第 2 期最終年	H 26 第 3 期最終年	R 元 第 4 期最終年	R 6 第 5 期最終年
集落協定数 (協定)	1,175	996	949	829	771
集落協定あたり交付面積(ha)	14.4	16.3	21.8	27.2	29.4

(3) 加算措置の活用状況

- 棚田地域振興活動加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算は期間中で取組協定が大きく増加
- 超急傾斜農用地保全管理加算は、令和4年度に設けられた棚田地域活動加算（超急傾斜地単価）への取組移行により、唯一減少



※集落協定広域化加算は、5 か年継続した取組が少ないため、R6値を延べ数で作成。

5 対策の効果

- 県内各地で協定締結により**守るべき農地を明確化し、共同取組活動が実践**されたことで、**荒廃農地の発生を防止**するとともに、**水路・農道等**をはじめ農村環境の**保全**がなされ、中山間地域が有する**多面的機能の確保**につながった。
- 集落戦略の策定を契機に、協定内の話し合いが活性化し、持続可能な営農の実現に向けて**営農体制の強化**や**協定事務の合理化等の取組が創出**された。
- **加算措置を活用**しながら、集落内外の**多様な組織や人材と連携し、都市との交流**や**農産物の販売強化**に取り組む事例が創出された。
- **近隣集落を巻き込み**ながら、農業とくらしの維持に係る**将来プラン**を策定し、**関係人口の拡大**や**農村コミュニティの再生**に向けた取組が創出された

営農体制の強化や協定事務の合理化等の取組事例

将来プランを基に、生き生きと暮らし続けられる地域づくりを目指しています！

みなみさばいし
柏崎市南鯖石広域集落協定

- 若者、女性を含む幅広いメンバーを参集し、農業・福祉・移住定住促進の分野ごとの検討により将来プランを策定
- 将来プランに基づき、多様な人材との連携による生産体制の構築、集落協定の広域化、移住定住者の確保に向けた取組を開始

集落協定の概要

R5協定面積: 47.6ha
(うち田47.6ha)
R4交付金額: 776万円
(うち加算措置238万円)
R4配分割合: 個人配分14%
共同取組活動86%
協定参加者: 農業者76人
農業法人1法人
構成集落数: 4集落
開始(広域化)年度: 令和4年度
多面的機能支払との重複: 有

【目指している将来像】

- ・地区全体での広域化や加算措置活用により協定の機能強化
- ・コミュニティセンターを核とした、集落協定が連携し、農用地の保全、農産物の活用、生活支援等を担う農村地域運営組織(農村RMO)の形成



【山あい広がる棚田】

取組の背景・課題

- 南鯖石地区では少子・高齢化が進み学校や保育園が閉園するなど、地域の活力低下が懸念されている。また、農家数の減少に伴い農業の担い手確保も喫緊の課題となっていた。
- 南鯖石コミュニティセンターを推進母体として、ビレッジプランによる将来プラン策定と実践により、集落機能や農業生産体制の強化、移住・定住者の確保等を目指すこととした。

課題解決に向けた取組内容

- コミュニティセンター専門部会員により、分野別の検討会を2年間で7回開催し、以下の三本柱からなる将来プランを作成
 - ①多様な人材の活躍により農業従事者が確保できる仕組みづくり(農福連携協議会)
 - ②移住・定住の促進に向けた仕組みづくり
 - ③幸せになれる仕組みづくり(生活支援お助け隊等)
- 農福連携協議会設立に向け、集落営農法人と個別担い手の経営統合の具体化、遊休化している保育園を活用した農産物加工の検討(候補作物の試験栽培を含む)、先進地視察(R4、R5)を行った。
- R4年に各集落の協定を統合した広域協定を設立し、事務を一本化するとともに、加算措置を活用しドローンを導入し、営農体制の強化を図った。
- 移住者確保に向けた機運醸成や地域内外への情報発信を目的に、移住者等を中心にトークイベントを開催した。



【移住者とのトークイベント】

- 若者、女性を含む幅広いメンバーによる話し合いを通じ、農業生産体制及び集落機能を強化し、住み続けられる地域を目指す機運が高まった。
- 次年度の農福連携協議会設立を目標に話し合いを継続する。併せて地域計画策定に向けた協議の場において、同協議会の設立に向けた合意形成を図る。

多様な組織等との連携による都市交流や農産物販売の取組事例

「歌見の棚田」を核にした都市農村交流による集落関係人口の増加

うたみ
佐渡市(旧両津市) 歌見集落協定

- 地域のシンボルでもある「歌見の棚田」を次代に残すため、近隣集落を含め地域全体で農地の保全に取り組む。
- 中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算を活用し、佐渡棚田協議会、県棚田みらい応援団等と連携しながら都市農村交流や棚田米の販売強化を実施。
- 市民活動団体「UKUU」を核に、地域おこし協力隊や移住者が開業したレストラン等と連携し、交流人口の拡大に取り組む。

集落協定の概要

R6協定面積: 11.6ha
(うち田11.6ha)
R5交付金額: 390万円
(うち加算措置146万円)
R5配分割合: 個人配分50%
共同取組活動50%
協定参加者: 農業者19人
構成集落数: 3集落
開始年度: 平成12年度
多面的機能支払との重複: 有

【目指している将来像】

・棚田の維持を通じ、若者の農業への参画及び地域を応援してくれるファンづくりの活動を継続。
・交流等を通じ、棚田を含む地域全体の農業・漁業を盛り上げてくれるような人材の移住を促す。



【農業に参画する若者や移住者】

取組の背景・課題

- 歌見の棚田は、歌見、黒姫、虫崎の近隣3集落共同で管理を行っているが、いずれの集落も過疎化・少子高齢化が進み、後継者がいない中で棚田の耕作放棄地化が懸念されていた。
- 佐渡棚田協議会に令和3年から参画し、棚田を次代につなぐため、イベントを通じた島内外へのPRを開始。
- 5期対策への取組を契機に、若手農業者の有志を中心に歌見の棚田を未来につなぐ機運が高まった。

課題解決に向けた取組内容

- 令和元年度には新潟大学佐渡自然共生科学センターとの連携や、地域おこし協力隊による地域の農業・漁業のPRや交流拠点の整備により、棚田を含む地域の維持に向けた取り組みを開始。
- 令和2年には地域の若手農業者の有志が「棚田の文化と風景を次世代につなぐ」というミッションを掲げ、地域外の者も含む市民活動団体「UKUU」を設立。島内外の企業・団体と連携の核として、歌見の棚田を含む内海府・内浦地域全体の都市農村交流の取り組みの活性化を図り、オンラインによる体験イベントの継続や、県棚田みらい応援団を通じた企業との連携など、関係人口の増加を図っている。
- 令和3年度には佐渡棚田協議会と連携し、島内外のイベントを通じて棚田の魅力の再発見と発信を行い、棚田米の販売強化の取り組みを開始。



【地域の食材を使ったPRイベント】

- 地域おこし協力隊と連携した地元の民話をモチーフにした「鬼の田植え」イベントや、移住者が開業したレストランでの棚田米の利用等、外部からの人材の活躍のほか、全国棚田サミット、企業との連携など多岐にわたる交流を通じて関係人口の増加が図られている。
- 今後は、体験に参加した者がイベント以外での棚田の草刈りや稲刈り等の作業に参加するなどの新たな保全の形につなげるとともに、この地域で生計が立てられるよう、棚田での米生産に加え、省力的な作物や特産品の開発等、地域の新たな価値を見つけ発信していくことが必要。

関係人口の拡大や農村コミュニティの再生等の取組事例

多様な組織・人材と連携した持続可能な地域の仕組みづくり

おおながたに

胎内市(旧黒川村) 大長谷集落協定

- 企業や大学と連携した農業体験活動や草刈りサポーターの受入、地域おこし協力隊と連携した交流活動の展開等、集落の賑わいを創出するとともに耕作放棄地発生を防止。
- ビレッジプランを契機に複数集落で課題解決に取り組む将来プランを作成し、持続可能な農業・農村づくりに向けた活動を展開。

集落協定の概要

R6協定面積: 22.7ha
(うち田22.7ha)
R5交付金額: 270万円
(うち加算措置85万円)
R5配分割合: 個人配分60%
共同取組活動40%
協定参加者: 農業者27人
非農業者5人
構成集落数: 1集落
開始年度: 平成22年度
多面的機能支払との重複: 有

【目指している将来像】

- ・継続困難な農用地を集落営農組織が引き受ける体制づくり
- ・集落外との交流機会を創出し、地域コミュニティを強化



【地域の水田風景】

取組の背景・課題

- 集落の高齢化が進行し、集落人口に対する65歳以上の割合は64%を占める。(令和6年3月末時点)
- 高齢化により、農作業を担う人材が不足し、維持管理農用地が増加、耕作放棄地の発生が懸念されるとともに、地域の活力維持に不可欠な交流機会の減少が懸念。
- 単一集落での活動に限界感、集落活動の一層の発展に向けた他集落との連携が必要。

課題解決に向けた取組内容

- 平成23年度に、集落と多様な外部団体(企業・大学・NPO等)との結びつきによる持続的な協働活動の取組を支援する県の中山間地域等パートナーシップ確立支援事業の活用を契機に大林組(株)とマッチングし、翌年度から農業体験、雪遊び等の交流活動を開始し、耕作放棄地の発生防止、地域間交流活動の取組として定着。
- 地域おこし協力隊や中間支援組織の支援のもと、お茶の間サロン活動や地域特産品を活用した市内の若者との商品開発、地元中学生による集落の写真展など、地域内外との交流活動が活発化。
- 地元での貢献活動を模索していた新潟食料農業大学の学生を草刈りサポーターとして受け入れるとともに、NPO法人からの事務書類の作成支援を受けるなど、持続可能な営農体制づくりにも取組。
- 令和3年度から県のビレッジプラン実践事業に取り組み、大長谷集落をはじめとした15集落で持続可能な農業・農村づくりに係る将来プランを作成。



【大林組(株)との体験交流会】

- 大林組(株)との体験交流(年3回)が定着、毎年約150人の交流人口を創出。
- 令和6年に地域おこし協力隊の卒業生1名が集落に定住し、交流活動が活性化。
- 草刈りサポーターの力を借り、協定農用地23haの面積を維持。
- ビレッジプラン実践事業で開催した交流イベントでは、令和5年に3,700人程の交流人口を創出。
- 将来プランの取組を通じて農村RMOを目指す動きが出てきたため、複数集落での営農の組織化、新規人材の広域的な受入体制整備を進めていく。

6 課題と対応

- 高齢化等により、守るべき農地の耕作・維持管理が途絶え、地域全体の多面的機能の維持が困難になる恐れ

- **守るべき農地の見極めや近隣集落との連携や省力的な農地の管理**など、継続に向けた働きかけを実施

- 協定および市町村における事務負担が課題となっている。

- **広域化・ネットワーク化等**に取り組む協定や市町村の**活動を支援**するとともに、**ノウハウ**を取得して**他地域へ波及**

- 新たに設置された加算措置など、新制度が十分に活用されていない。

- **市町村に制度推進方針の整理**を働きかけるとともに、**複数協定による活動体制や生産方式の構築**を支援

棚田地域振興活動加算の 取組目標及び達成状況について

令和 7 年 7 月

新潟県農林水産部地域農政推進課

棚田地域振興活動加算の概要

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※ 広域化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価 : 10,000円/10a（急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上）
14,000円/10a（超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上）

上限額 : なし

取組期間 : 1～5年

目標設定： ア「棚田等の保全に関する目標」

イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

〔対象活動の例〕



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

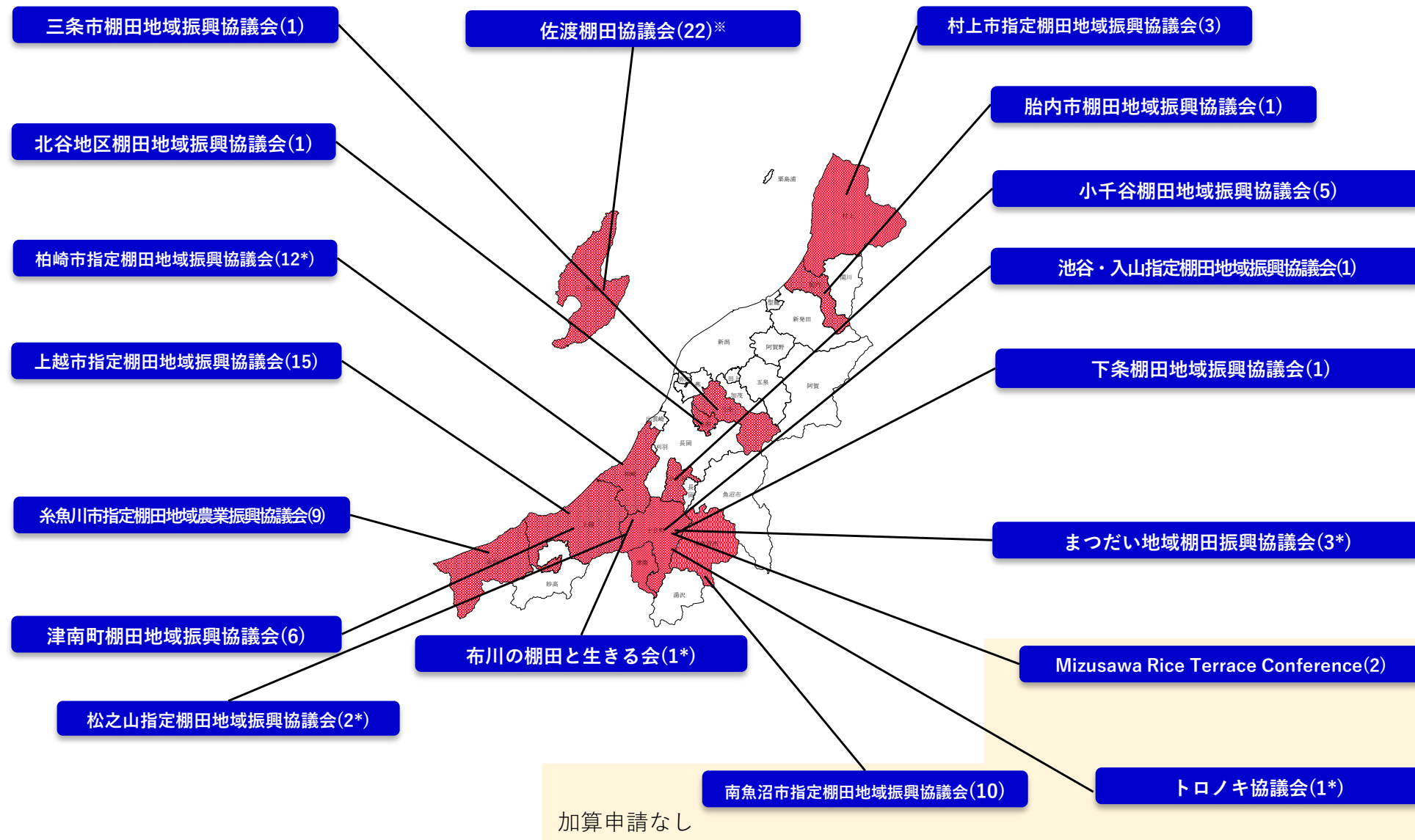
第5期対策における棚田地域振興活動加算の取組状況

○ 県内では、11市15協議会56協定で、棚田地域振興活動加算の取組がありました。

指定棚田地域振興協議会の設置状況

令和7年3月末時点

(注) 協議会名称の右()は活動範囲の指定棚田地域数であり、(*)は他の協議会と指定棚田地域の重複があるもの



棚田地域振興活動加算の取組目標

- 実施した56協定では、棚田等が将来にわたって保全されるよう、棚田の価値を活かした活動目標や、集落機能強化及び生産性向上に関する計273の目標を設定し、棚田地域の多面的機能の維持や地域振興に向けた各種活動が行われ、すべての目標が達成されました。

棚田等の保全

< 主な取組内容と関連目標を設置した協定の数 >

- 生産基盤の維持 46
- 法面や水路の維持等 32
- 耕作放棄の防止 9
- 遊休棚田の農用地としての活用 5

棚田を核とした棚田地域の振興

< 主な取組内容と関連目標を設置した協定の数 >

- 観光資源とした地域振興 26
- 都市との交流による「関係人口」の創出等 25
- 棚田米等を活用した6次産業化の推進 7
- 棚田を舞台とした文化活動の推進 4

棚田の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

< 主な取組内容と関連目標を設置した協定の数 >

- 農産物の供給の促進 34
- 良好な景観の形成 13
- 自然環境の保全 10
- 伝統文化の継承 6
- 国土の保全、水源のかん養 3

令和6年度に棚田地域振興活動加算の目標を変更した協定等

- 4市（三条市、小千谷市、十日町市、上越市）4協定で、取組追加等に係る目標の変更がありました。

三条市棚田地域振興協議会

変更 北五百川集落協定

小千谷棚田地域振興協議会

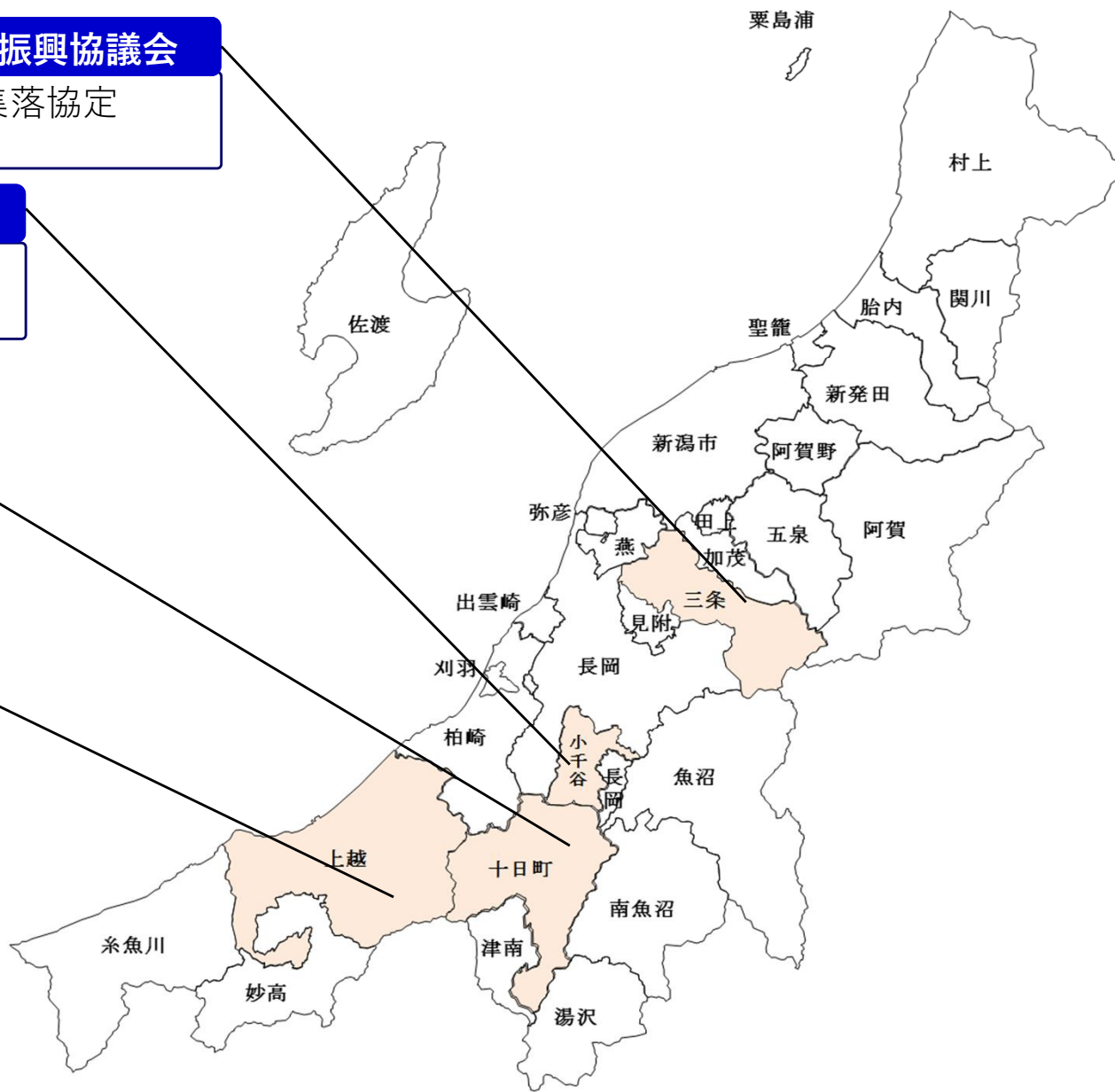
変更 小千谷市真人北部広域集落協定

下条棚田地域振興協議会

変更 下条上組集落協定

上越市指定棚田地域振興協議会

変更 牧区農業振興会



令和6年度棚田地域振興活動加算実施協定における目標達成状況について

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡） 下段： 加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標					備考 （期間中の目標 変更 ・追加等）	
					項目	内 容	目標数値				
							目標項目	現 状	目 標		達 成 状 況
1	村上市	村上市指定棚田地域振興協議会	高根	847,340	棚田等の保全 （以下、「棚田」という）	自動草刈り機と溝切機の導入による生産性向上	作業面積（㎡） 溝切機 草刈機	0 0	28,425 15,000	達成	
				547,590	多面機能の維持・発揮 （以下、「多面」という）	棚田周辺の食材を利用した料理講習会の開催	参加人数（人）	10	20	達成	
					棚田地域の振興 （以下、「振興」という）	棚田地域で採れる山菜等を活用した加工品の販売	販売量（kg）	10	50	達成	
2	村上市	村上市指定棚田地域振興協議会	荒沢	237,513	棚田	自動草刈り機の導入による生産性向上	作業面積（㎡）	0	6,000	達成	
				158,658	多面	桜の植栽によるコミュニティ活動の場の創設・年1回以上のイベント開催による交流人口増加	交流人口（人/年）	0	10	達成	
					振興	棚田地域で採れる山菜等を活用した加工品の販売	販売額（万円）	60	80	達成	
3	村上市	村上市指定棚田地域振興協議会	大毎	487,595	棚田	農業用ドローンによる共同防除の実施	共同防除面積（ha）	0	11	達成	
				321,269	多面	地域産物である赤かぶの生産面積の拡大	生産面積（㎡）	300	1,000	達成	
					振興	地域住民による高齢者世帯等の雪下ろし支援	支援軒数（軒）	0	20	達成	
4	胎内市	胎内市棚田地域振興協議会	下館	32,428	棚田	自走式草刈り機を1台導入し、協定内保全面積約3haの周辺水路、農道において共同利用する。	共同利用面積（ha）	0	3	達成	
				25,860	多面	ひまわり等の景観作物の植栽を年間10a以上行う。	作付面積（a）	0	10	達成	
					振興	新たに集落間交流によるイベントを開催し、令和6年度までに年間10人以上の参加者を確保する。	イベント参加者数（人）	0	10	達成	
5	胎内市	胎内市棚田地域振興協議会	坂井	326,007	棚田	ドローンを1台以上導入し、共同利用する。	利用面積率（％）	0	50	達成	
				326,007	多面	令和6年度までに演舞「坂井の神楽舞」を年2回実施	開催数（回／年）	1	2	達成	
					振興	直売所に加工場及び農家レストランを整備し、売上を拡大	売上高（万円）	45	65	達成	
6	胎内市	胎内市棚田地域振興協議会	欽江	224,041	棚田	棚田の保全面積を維持するため、令和6年度までに鳥獣被害対策（農用地の見回り活動）を年間8回以上実施	見回り回数(回／年)	0	8	達成	
				156,551	多面	令和6年度までに演舞「欽江の神楽舞」を年2回以上実施	開催数（回）	1	2	達成	
					振興	令和6年度までに農村交流体験イベントの参加者を年間35人以上確保する。	イベント参加者数（人）	17	35	達成	
7	三条市	三条市棚田地域振興協議会	北五百川	363,851	棚田	棚田の栽培管理において、ドローン2台及び自動草刈り機を各1台導入し、効率化・省力化を図る。	ドローン及び自動草刈機導入数（台）	0	2	達成	目標の変更 1台→2台
				217,658	多面	北五百川棚田を活用した田植え等の体験事業を開催し、関係人口の拡大を図る。	体験事業による来訪者数（人／年）	0	20	達成	来訪者数の変更 60人→20人 ※新型コロナウイルスによるイベント廃止等を受けての下方修正
					振興	【棚田の価値を活かした活動】 ①棚田地域の自然を活かした地域振興として、スポーツイベントを年間3回以上開催し、年間約340人の来訪者を370人以上とする。 ②棚田地域の自然を活かした地域振興として、アウトドアアクティビティの環境整備を進め、関係施設の利用者等が年間約4,900人を5,300人以上とする。	イベントによる来訪者数（人） アウトドアアクティビティによる来訪者数（人）	340 4,900	370 5,300	達成	来訪者数の変更 640人を700人→340人を370人 ※新型コロナウイルスによる既存イベント廃止等を受けての下方修正 来訪者数の変更 5,800人を6,300人→4,900人を5,300人 ※新型コロナウイルスによる既存イベントの廃止等を受けての下方修正

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡） 下段： 加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標						備考 （期間中の目標 変更 ・追加等）
					項目	内 容	目標数値				
							目標項目	現 状	目 標	達 成 状 況	
8	小千谷市	小千谷市棚田地域振興協議会	小千谷市山辺・吉谷広域	2,102,169	棚田	旧小千谷町地域の棚田で畔草刈機を導入し、作業の省力化を図る。	畦畔草刈機利用延長（m）	0	農道 350 水路 50	達成	
				409,537	多面	旧小千谷町地域の棚田で農業研修生の受入れを増加する。	農業研修生受入日数（延べ日数）	0	75	達成	
					振興	関係人口創出のために、ウェブで閲覧できるコンテンツ（動画、写真、テキストなど）を作成する。	発信件数（延べ件）	0	10	達成	
9	小千谷市	小千谷市棚田地域振興協議会	小千谷市真人里地広域	1,254,118	棚田	旧真人村地域の棚田で畔草刈機を導入し、作業の省力化を図る。	畦畔草刈機利用延長（m）	0	農道 1,570 水路 280	達成	
				253,959	多面	旧真人村地域の棚田で農業研修生の受入れを増加する。	農業研修生受入日数（延べ日数）	0	75	達成	
					振興	関係人口創出のために、ウェブで閲覧できるコンテンツ（動画、写真、テキストなど）を作成する。	発信件数（延べ件）	0	10	達成	
10	小千谷市	小千谷市棚田地域振興協議会	小千谷市真人北部広域	840,530	棚田	旧真人村地域の棚田で畔草刈機を導入し、作業の省力化を図る。	畦畔草刈機利用延長（m）	0	農道 100 水路 100	達成	
						棚田米の食味成分・特性を公表することで付加価値を向上させ、棚田米の販売額を増加させる。	棚田米販売増加額（万円）	0	75	達成	目標追加
				615,867	多面	旧真人村地域の棚田で農業研修生の受入れを増加する。	農業研修生受入日数（延べ日数）	0	300	達成	
					振興	関係人口創出のために、ウェブコンテンツ（動画、写真、テキストなど）を作成する。	発信件数（のべ件）	0	30	達成	
11	小千谷市	小千谷市棚田地域振興協議会	小千谷市岩沢・川井広域	810,848	棚田	旧川井村地域の棚田と旧岩沢村地域の棚田で畔草刈機を導入し、作業の省力化を図る。	畦畔草刈機利用延長（m）	0	農道 650 水路 620	達成	
						407,525	多面	旧川井村地域の棚田と旧岩沢村地域の棚田で農業研修生の受入れを5年間で延べ375日に増加する。	農業研修生受入日数（延べ日数）	0	375
					振興	関係人口創出のために、ウェブコンテンツ（動画、写真、テキストなど）を作成する。	発信件数（件）	0	40	達成	
12	小千谷市	小千谷市棚田地域振興協議会	小千谷市東山広域	198,096	棚田	旧東山村地域の棚田で畔草刈機を導入し、作業の省力化を図る。	畦畔草刈機利用延長（m）	0	農道 1,200	達成	
						147,483	多面	旧東山村地域の棚田で農業研修生を受け入れる。	農業研修生受入日数（延べ日数）	0	75
					振興	関係人口創出のために、ウェブコンテンツ（動画、写真、テキストなど）を作成する。	発信件数（件）	0	10	達成	
13	見附市	北谷地区棚田地域振興協議会		1,534,076	棚田	棚田における荒廃農地を発生させないため、草刈ボランティアを0組から5組以上に増加させる。	ボランティア（組）	0	5	達成	
				13,001	多面	棚田ブランド米の栽培面積を増やす。	栽培面積(a)	0	10	達成	
					振興	棚田オーナーを0組から5組以上に増加させる。	棚田オーナー（組）	0	5	達成	
14	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	市野新田	645,707	棚田	水田の畔抜き整地を合計で60a行う。	整地面積(a)	0	60	達成	
				94,926	多面	「綾子舞」現地公開来場者を5年間で400人増やす。	来場者（人）	800	1,200	達成	
					振興	棚田における農業体験（年4回）を新たに始め、令和6年度までに交流人口を15人増加させる。	農業体験による交流人口（人）	0	15	達成	
15	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	岩之入	76,937	棚田	共同防除（現状0ha）を8.2haに増加させる。	共同防除面積（ha）	0	8.2	達成	
				71,722	多面	伝統行事の弘法大師霊塩水祭礼（百八灯祭）の継承を図り、参加人数を現状40人から70人に増加させる。	伝統行事参加人数（人）	40	70	達成	
					振興	棚田オーナー、米づくり体験農園の交流人口を10組に増加させる。	交流人口（組）	6	10	達成	
16	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	東条	291,164	棚田	東条生産組合において、新規オペレーター（現状なし）を2人以上、期間雇用する。	新規オペレーター数（人）	0	2	達成	
				50,403	多面	ブランド米「新之助」を作付けし、所得向上を図る。	作付面積（ha）	0	1	達成	
					振興	棚田を舞うホテルを鑑賞するイベントを新たに開催し、100人（年間）の参加者を呼び込む。	イベント参加者（人）	0	100	達成	

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡） 下段： 加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標						備考 （期間中の目標 変更 ・追加等）
					項目	内 容	目標数値				
							目標項目	現 状	目 標	達 成 状 況	
17	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	高柳農業振興会	1,712,381	棚田	ドローンによる防除作業の新規導入	共同防除面積（ha）	0	10	達成	
				706,916	多面	有害鳥獣捕獲の担い手を確保する。（狩猟（銃、わな）免許の取得者を新たに4人増やす）	狩猟免許の取得者数（人）	0	4	達成	
					振興	新たに農家民宿を開設し、グリーン・ツーリズムの推進を図る。	農家民宿開設地区数（地区）	2	3	達成	
18	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	矢田	71,070	棚田	令和6年度までに、矢田営農組合で1名の新規就農者を雇用する。	新規就農者数（人）	0	1	達成	
				65,577		<u>農地営農管理システム等スマート農業機器を導入して農地管理を高度化する。</u>	<u>導入面積（ha）</u>	<u>0</u>	<u>6.5</u>	達成	目標追加
					多面	有害鳥獣捕獲の担い手を育成することとし、狩猟免許を新たに1名以上が取得する。	狩猟免許の取得者数（人）	0	1	達成	
					振興	飯寺の棚田において小学生への農作業体験学習（現状1学級）を1学級増加させる。	農作業体験学習の学級数（学級）	1	2	達成	
19	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	小島	289,453	棚田	令和6年度までに、直進アシスト田植機を導入し、21ha（うち棚田2.4ha）で利用。	共同機械利用面積（ha）	18	21	達成	
				23,824	多面	鳥獣被害防止のための体制を構築し、侵入被害防止のための電気柵を3km設置する。	電気柵設置延長（km）	0	3	達成	
					振興	棚田でソバの栽培を行い、ソバを活かした交流イベントを開催し、交流人口（現状0人）を20人にする。	イベント参加者数（人）	0	20	達成	
20	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	上輪新田	98,420	棚田	自営工事（畔ばき、乗入れ口・水路の整備）の実施	工事実施面積（a）	0	190	達成	
				58,447	多面	ブランド米「米山プリンセス」の作付拡大	作付面積（a）	62	100	達成	
					振興	日本酒用水稲のオーナーの募集による交流人口の拡大	交流人口（人）	0	20	達成	
21	十日町市	松之山指定棚田地域振興協議会	松之山地区	336,550	棚田	農業者の高齢化が進む松之山地区の棚田を保全するため、作業受託組合を1組織設立する。	組織設立数（組織）	0	1	達成	
				318,784	多面	令和4年度までに松之山・新山・兎口棚田で、環境保全型農業（堆肥の施用）参加者を3名から6名に増加	環境保全型農業参加者数（人）	3	6	達成	
					振興	棚田を眺望できる場所に展望施設を1箇所設置し観光客を誘致する。	展望施設設置数（箇所）	0	1	達成	
22	十日町市	松之山指定棚田地域振興協議会	三省	359,750	棚田	5ヶ年で法面に防草シートを1500㎡設置する。	設置面積（㎡）	0	1,500	達成	
				264,961	多面	桜10本・アジサイ30本を、5年間で効果的な場所を定め植栽する。	景観作物作付本数（本）	0	計40	達成	
					振興	大地の芸術祭拠点施設の三省ハウスと連携したイベントを1回／年以上企画実施する。 <u>生産組合の機械等を更新・新規導入し、オペレーターを育成する。</u>	イベント開催数（回） <u>オペレーターの育成（人）</u>	1 <u>0</u>	1 <u>3</u>	達成	目標追加
23	十日町市	松之山指定棚田地域振興協議会	下川手	264,723	棚田	営農体制強化のため、作業委託組合を1組合立ち上げ	組織設立数（組織）	0	1	達成	
				239,612	多面	農村文化・技術を伝えるインストラクターを1名確保	インストラクター数	0	1	達成	
					振興	地域内産米を原料とした日本酒の製造・販売 地域おこし協力隊の定住に向けた空き家の改修	製造・販売量（ℓ） 改修空き家数（軒）	200 0	250 1	達成	目標追加
24	十日町市	松之山指定棚田地域振興協議会	天水・藤倉	1,202,690	棚田	地域内の棚田の法面等に防草シートを1ha設置	設置面積（ha）	0	1	達成	
				1,192,241		<u>留守原の棚田の保全活動を行う者の確保</u>	<u>活動参加者（人）</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	達成	目標追加
						<u>生産組合の機械等の更新・新規購入によるオペレーターの確保・育成</u>	<u>新規オペレータ数（人）</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	達成	
						<u>棚田の保全を図るための生産基盤の整備</u> <u>・農道・水路の整備および農用地等の修繕</u>	<u>整備長（m）</u> <u>修繕箇所数</u>	<u>0</u> <u>0</u>	<u>400</u> <u>3</u>	達成	
						多面	天水越集落内の災害復旧地に整備した公園にて、景観形成に資する植栽（桜20本、アジサイ50本）を実施	景観作物作付本数（本）	0	計70	達成
					振興	「留守原の棚田」にて、都市住民及び商工会会員等が協力して草刈り等の作業を行い、関係人口を創出	関係人口数（人）	0	10	達成	
25	十日町市	松之山指定棚田地域振興協議会	黒倉	232,574	棚田	地域おこし協力隊の制度を活用し、新規就農者を1人確保する。	新規就農者数（人）	0	1	達成	
				208,627		<u>桜の植栽によるコミュニティ活動の場の創設</u> <u>・年1回以上のイベント開催による交流人口増加</u>	<u>交流人口（人/年）</u>	<u>0</u>	<u>40</u>	達成	目標追加
					多面	地域内米のブランド化を図り、新たに500kgをオンラインショップで販売する。	ブランド米販売数（kg）	0	500	達成	
					振興	宿泊施設「醸す森」と連携し、黒倉棚田地区における農業体験ツアーを1回／年以上企画する。	イベント開催数（回）	1	1	達成	
				<u>冬季生活の安心・安全を確保するために集落内の除雪組織の従事者を増加させる。</u>		<u>除雪作業従事者数（人）</u>	<u>4</u>	<u>6</u>	達成	目標追加	
		<u>地域おこし協力隊の定住に向けた空き家の改修</u>	<u>改修空き家数（軒）</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	達成					

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡） 下段： 加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標							備考 （期間中の目標 変更 ・追加等）
					項目	内 容	目標数値					
							目標項目	現 状	目 標	達成状況		
26	十日町市	松之山指定棚田地域振興協議会	浦田地区	894,736 574,749	棚田	作業受託組合の立ち上げ	設立組織数（組織）	0	1	達成	目標追加	
						<u>ドローンによる共同防除の実施</u>	<u>防除面積（ha）</u>	<u>0</u>	<u>20</u>	達成		
				多面	相互互助を目的とした除雪作業受委託組織の立ち上げ	設立組織数（組織）	0	1	達成			
				振興	交流宿泊施設の活用促進に向けたイベントの実施	開催数（回/年）	0	1	達成			
27	十日町市	布川の棚田と生きる会	布川地区	652,241 603,086	棚田	令和7年までに <u>自走式草刈機、ラジコン式草刈機、ドローンを購入し、共同取組活動の作業効率化を図る。</u>	ドローン等の導入台数（台）	0	<u>計7</u>	達成	目標の引き上げ	
						多面	令和7年3月までに地域おこし協力隊を1名以上受け入れ、都市部の大学等を1団体以上受け入れる。	団体受入数（団体）	0	1		達成
				振興	令和7年までに棚田オーナーまたはトラスト会員を2組以上確保する。	棚田オーナーまたはトラスト会員数（組）	1	2	達成			
				28	十日町市	下条棚田地域振興協議会	下条上組	607,317 478,421	棚田	ため池や農道の法面への防草シートの設置		設置面積（㎡）
<u>棚田の保全を図るための生産基盤の整備</u> ・農道の舗装 ・水路の蓋掛け	<u>農道舗装延長（m）</u>	<u>0</u>	<u>585</u>							達成		
<u>水路整備延長（m）</u>	<u>0</u>	<u>629</u>	達成					整備規模の変更（660→629） ※R6交付金の減額配分による目標の下方修正				
多面	桜の植栽によるコミュニティ活動の場の創設 ・年1回以上のイベント開催による交流人口増加	にぎわいの拠点整備数（箇所）	0					1		達成		
振興	棚田地域で採れる山菜等を活用した加工品の販売	イベント開催数（回/年）	0					1	達成			
29	十日町市	下条棚田地域振興協議会	下条下組					307,657 165,233	棚田	<u>ため池法面への防草シートの設置</u>	<u>設置面積（㎡）</u>	<u>0</u>
				<u>棚田の保全を図るための生産基盤の整備</u> ・農道の舗装 ・用水路の修繕 ・ため池防護柵の修繕	<u>農道舗装延長（m）</u>	<u>0</u>	<u>50</u>			達成	目標追加	
				<u>水路修繕延長（m）</u>	<u>0</u>	<u>17</u>	達成			目標追加		
				<u>修繕箇所数（箇所）</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	達成			目標追加		
				多面	コミュニティサロンの拡充による参加者の増加	参加者数（人）	300	400	達成			
				振興	「大地の芸術祭」を活用し、郷土芸能の鑑賞や、地元食材を使った郷土料理を堪能するイベントを新たに開催	開催数（回）	0	2	達成			
30	十日町市	下条棚田地域振興協議会	東下組	814,740 644,466	棚田	ため池の法面への防草シートの設置	設置面積（㎡）	0	500	達成	目標追加	
						<u>棚田の保全を図るための生産基盤の整備</u> ・農道舗装・拡張／水路整備（パイプライン埋設）	<u>農道舗装延長（m）</u>	<u>0</u>	<u>800</u>	達成		
				多面	棚田展望台のベンチ設置と桜の植栽	桜の植栽本数（本）	0	5	達成	目標追加		
				振興	秋祭りでの交流拡大	参加者数（人）	90	130	達成			
31	十日町市	池谷・入山指定棚田地域振興協議会	池谷・入山	187,785 176,884	棚田	棚田の保全に取り組む新規就農者の確保 ・集落内にある移住者向け住宅を活用してお試し移住や農業体験等を周知し、定住に繋げる。	新規就農者の確保数（人）	0	1	達成	目標追加	
						多面	地域に伝わる農村文化・技術動画の作成とSNS等での発信	制作動画本数（本）	0	20		達成
				振興	<u>棚田米のインターネットによる直接販売の拡大</u> <u>棚田の景観を阻害する杉の木の枝下し</u>	<u>販売量（t）</u> <u>枝下し本数（本）</u>	<u>9</u> <u>0</u>	<u>15</u> <u>8</u>	達成			
					棚田オーナーの増加 ・農作業をはじめ棚田や自然を活用した体験を提供してコアなファンを獲得するとともに、参加者の口コミや情報発信により、新たなオーナーを獲得	棚田オーナー数（組）	18	50	達成			
					十日町市	まつだい地域棚田振興協議会	北山	169,780 133,361	棚田	棚田米の生産や農道水路管理など農業体験の受入れ		農業体験者の受入数
32	十日町市	まつだい地域棚田振興協議会	北山	169,780 133,361	多面	電気柵の新規導入などによる鳥獣被害対策の実施	被害面積割合（％）	100	80	達成		
					振興	「大地の芸術祭」を活用して、地域外からの来訪者との交流や地域の魅力発信を行う関連イベントを開催	対策期間中のイベント開催数（回）	0	2	達成		
					津南町	津南町棚田地域振興協議会	反里	60,221 60,221	棚田	集落営農組合を設立し、共同で草刈り等を実施し棚田の保全活動に取り組む体制を整備する。	組織設立数（組織）	0
33	津南町	津南町棚田地域振興協議会	反里	60,221 60,221	多面	景観作物（ひまわり）を250㎡作付けする。	作付面積（㎡）	0	250	達成		
					振興	農村交流イベントを開催し、交流人口の拡大を図る。	開催数（回）	0	3	達成		
					34	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	正善寺農産振興会	34,643 33,493	棚田	耕作放棄地を活用した山菜の栽培	山菜の栽培面積（a）
多面	地場産農産物（山菜やミョウガ）の加工品を新たに3品目開発し、地域の特産品として市街地等で販売する。	開発した加工品の開発数（品目）	0	3						達成		
振興	地域内組織と連携し、春日山古道巡りコースを活用した棚田を巡る歴史散策ツアーを年3回開催する。	ツアー開催数（回）	0	3					達成			

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡） 下段： 加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標						備考 （期間中の目標 変更・追加等）
					項目	内 容	目標数値				
							目標項目	現 状	目 標	達 成 状 況	
35	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	樽田	116,006	棚田	有害鳥獣被害防止対策の実施（電気柵の設置）	設置農地面積（a）	0	60	達成	
				97,929		畦畔管理の省力化（防草シートの設置）	設置面積（㎡）	0	500	達成	
					多面	ホームページを開設し、中山間地域米の販売を開始	新規販売実績	0	1	達成	
						どぶろくの販売場所を新たに1箇所増やす	販売箇所数（箇所）	1	2	達成	
36	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	菰蒲東	250,057	棚田	ドローンを1機導入し、防除面積を30%増加する	共同防除面積（ha）	17	25	達成	
				228,734	多面	園芸作物出荷品目の増加（5品目）と販売額の拡大	園芸作物出荷額（万円）	150	200	達成	
						インターネット販売の推進（ホームページを新設）					
					棚田	高齢者への買い物支援	買い物支援回（回）	2	4	達成	
				お茶のみ交流の場の開設		開設回数（回）	13	17	達成		
				ボランティアの確保・育成（買い物支援ボランティア2人、お茶のみ交流ボランティア3人）		ボランティア人数（延べ人）	2	5	達成		
				「飯田邸」を活用した農村レストランの営業拡大		売上（万円）	130	250	達成		
				「飯田邸」を活用した農泊の推進		農泊人数（人）	0	20	達成		
37	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	上達	205,965	棚田	農地環境の整備（水路の改修、農道の舗装・砂利敷設）	整備延長（m） 水路 農道	0 0	80 1,000	達成	
				191,243		耕作放棄地発生防止のため、ウド、わらび等を作付	山菜栽培面積（a）	14	30	達成	
						有害鳥獣被害防止対策（電気柵設置）の実施	設置農地面積（ha）	1	10	達成	
						農作業の省力化のため、自走式草刈機を導入	導入台数（台）	0	3	達成	
						共同利用機械導入による農作業の省力化・効率化 ・自走式草刈機1台、小型草刈機10台、 乗用溝切機2台、ハーベスター（脱穀機）1台、 自然着畝上げ機1台、運搬用クローラー1台、 トラクター1台、バックホー1台	各作業の作業時間（h/10a）	計26	計13	達成	取組追加及び目標変更 （変更前）自走式草刈機を3台導入
					多面	ホームページの開設と中山間地域米の販売開始	販売実績	0	1	達成	
				ウド、わらび、そば等の販売額の増加		直売所販売額（円）	0	5	達成		
					振興	除雪支援	除雪支援件数（件）	0	3	達成	
						防犯灯のLED化による環境負荷軽減	LED化数（基）	0	21	達成	
38	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	泉	198,641	棚田	農道、水路等の草刈り作業等にボランティア（棚田サポーター、中山間支え隊）を迎え入れる	ボランティア数（人）	5	15	達成	
				194,978		トラクタの除草剤散布アタッチメントを導入し、そば畑の除草作業の効率を図る	除草作業時間（時間）	56	30	達成	
					多面	地域で生産したそばを原料にした乾麺そばの加工販売数量をR6まで維持する	加工販売数量	2,500	2,500	達成	
					振興	棚田にLEDを灯すイベント「棚田のきらめき」をR2からR6までの間、毎年実施する。	イベント開催数（回）	0	年1回	達成	
39	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	黒川・黒岩地区	2,690,201	棚田	農村での暮らし、集落の共同作業、農作物の栽培管理などを学ぶ研修生を受け入れ、担い手を1人以上育成	新たな担い手数（人）	0	1	達成	
				1,331,526		鳥獣被害防止対策のため、集落間連携や黒川・黒岩地区を超えた農業者間の連携を模索し、令和6年度までに継続的な営農体制を構築する	連携集落数（集落）	0	2	達成	
					多面	地場産食材（横山人参）を地元飲食店に使用してもらい、消費者にPRし、需要を増やすことで栽培を拡大	栽培面積（㎡）	280	420	達成	
						干し柿の生産量を1,000個から1,200個へ増加させる。	干し柿生産量（個）	1,000	1,200	達成	
					振興	現地見学・体験参加者を毎年度1人以上受け入れる	参加者数（人）	3	5	達成	
		棚田のファンを増やす取組として、棚田米・酒造りに関する農業体験イベントを継続して実施	イベント参加者数（人）	77	77	達成					
40	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	川谷・石谷	347,757	棚田	周辺の森林整備とわなの設置、見回り実施により、獣害被害の抑止を図る。	くくり罠設置数（個）	6	12	達成	
				309,588	多面	現状、山菜や野菜を道の駅の直売所へ共同集出荷している。年230回の集出荷回数を維持する。	直売所集出荷回数（回）	230	230	達成	
					振興	「川谷もより通信」（年4回発行）の加入者を令和6年度までに177戸まで増やし、関係人口の拡大を図る。	情報発信受取戸数（戸）	168	177	達成	
41	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	みねもと地区 （黒川・黒岩地区）	847,513	棚田等の保全	みなもと棚田地域の農業生産活動の維持を図るため、地域外人材を受け入れ、担い手として1人育成する。	新たな担い手数（人）	0	1	達成	
				574,363	多面	環境に配慮した農法による水稻作付	栽培面積（ha）	6.0	6.6	達成	
					振興	都市住民と地元生産者等との交流 棚田米のおいしさや米づくりの苦労や喜びを伝える機会をつくり、関係人口の創出・拡大と地域振興を推進	イベント開催数（回）	4	4	達成	

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標						備考 （期間中の目標 変更・追加等）
				項目	内 容	目標数値					
						目標項目	現 状	目 標	達 成 状 況		
42	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	榑池農業振興会	2,170,495	棚田	不足する人手を確保するため、多様な担い手を養成し、雇用する組織の立ち上げ及び運営を支援する。	組織設立数（組織）	0	1	達成	
				2,014,274		地域マネジメント機能の強化を図るため、地域おこし協力隊を1人受け入れる	地域おこし協力隊受入数（人）	0	1	達成	
				多面	中山間地米をブランド販売する	販売数（袋）	0	300	達成		
				棚田地域の振興	高齢者世帯の除排雪を支援する「星のふるさと支隊」の隊員を増加させる	支援隊員数（人）	19	24	達成		
					地域のシンボルである坊ヶ池を核として、星のふるさと館など周辺の地域資源を活用し、地域住民及び来訪者が集う場を提供する。	実践者（人） イベント開催（回）	0 0	15 3	達成		
43	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	部中山間	260,103	棚田	イノシシ被害防止のため、用水周辺に電気柵を増設	電気柵設置長（m）	8,000	8,300	達成	
				178,353		法面への防草シートの設置	設置面積（㎡）	0	300	達成	目標追加
				多面	ブランド米の販売拡大	委託販売先	1	2	達成		
				振興	高齢者の外出支援「お出かけ会」の回数を増やす。	回数（回）	12	24	達成		
44	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	不動中山間地	166,466	棚田	令和6年度までに営農組織を設置する。	組織設立数（組織）	0	1	達成	
				70,086		航空防除面積を増加させる。	共同防除面積（％）	24	50	達成	
				多面	農業用水の源となるブナ林の自然観察会・学習会を毎年開催し、水源涵養の大切さを多くの市民に伝える。	学習会開催数（回）	0	1	達成		
				振興	住宅に隣接して拡張や区画整理ができない農地を活用して景観作物植栽活動を実施する。	活動回数（回）	0	3	達成		
					地区内の3町内会を統合し、営農や地域振興の基盤となるよう組織の強化を図る。	組織設立数（組織）	0	1	達成		
45	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	中山間地域等	2,341,761	棚田	無人ヘリ、ドローンによる共同防除・共同防除の面積率拡大	共同防除面積率（％）	20	60	達成	
				412,622	多面	インターネット販売の推進	HP開設数（件）	0	1	達成	
				中山間地米のブランド販売の開始		販売量（袋）	0	300	達成		
				棚田	共同作業、地域助け合い活動の推進	支援隊員数（人）	0	10	達成		
					・雪下ろし支援隊の確保による除雪支援	支援軒数（軒）	0	3	達成		
				46	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	岩神	288,150	棚田	そば圃場の除草作業の機械化	作付面積（ha）
287,084	・そば作付面積と作付前除草面積の拡大	除草面積（ha）	1.6					3.5		達成	
多面	地域出身者へのDM送付による十割そばの売上増加	売上金額（万円）	70					90	達成		
	冬期湛水田の維持・取組面積拡大	取組面積（ha）	4					6	達成		
振興	そばを活用したイベントの開催	参加人数（人）	0					80	達成	目標変更 （変更前） 夏祭りの実施による帰省客等との交流維持（1回→1回）	
47	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	板倉区中山間地域農業振興会	1,953,776	棚田	水路及び水路管理道路の整備	川床掘削延長（m）	0	15	達成	
				1,579,442		・水路川床の掘削と取水口の改修	改修箇所数（箇所）	0	1	達成	
				管理道路区間の拡幅による作業効率の向上		農道整備延長（m）	0	400	達成		
				用水を維持管理するため、ベンチフリュームを敷設		敷設幅（m）	0	30	達成	目標追加	
				農道をコンクリート舗装し、車両通行の安全性を確保		敷設長（m）	0	60	達成	目標追加	
				水路の集水樹を改修する。		改修箇所数（箇所）	0	1	達成	目標追加	
				未改修水路の整備を実施する。		改修箇所数（箇所）	0	2	達成	目標追加	
				用水路（飯喰沢地区）の補修を実施する。		補修幅（m）	0	500	達成	目標追加	
				多面	棚田サポーターの受入れ継続、人数確保（3回/年）	延人数（人）	50	60	達成		
					農道や畦畔への景観作物の植栽	植栽面積（㎡）	30	60	達成		
					庭先集荷を実施し、野菜と加工品を直売所や地元観光施設、イベントで販売する。	出荷回数（回/年）	10	50	達成	目標追加	
					そばのブランド化の推進・専用パッケージの作成	新規パッケージそば販売量（袋）	0	100	達成	目標追加	
				振興	地域内の交流促進のため収穫祭の開催	開催回数（回/年）	0	1	達成		
					参加者（人）	0	50	達成			
					花の植栽活動に併せたイベントの開催	開催数（回/年）	0	1	達成	目標追加	
					芝桜開花時期に合わせたイベントの開催	開催数（回/年）	0	1	達成	目標追加	
					筒方地域でとれる山菜の販売、そばの提供を行い、交流人口の拡大を図る。	交流人口（人）	200	350	達成	目標追加	

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段：協定締結面積（㎡） 下段：加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標						備考 （期間中の目標 変更・追加等）				
					項目	内 容	目標数値								
							目標項目	現 状	目 標	達 成 状 況					
48	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	牧区農業振興会	3,234,525	棚田	中山間地域支え隊（集落外のボランティア）と連携した農道水路の維持管理活動の実施	活動回数（回/年）	3	4	達成					
				895,384		<u>棚田保全の協力人材の確保</u> <u>外部人材(ECHIGO棚田サポーター事業及び中山間地域支え隊)の受入（R5→R6）</u>	<u>外部人材の受入（回・人数/年）</u>	<u>46人</u>	<u>2回</u> <u>48人</u>	達成	目標追加				
						<u>共同航空防除の実績面積拡大（R5→R6）</u>	<u>実施面積（ha）</u>	<u>6.6</u>	<u>7.6</u>	達成	目標追加				
						<u>無人ヘリ、ドローン等による共同防除（R5→R6）</u>	<u>実施面積（ha）</u>	<u>18</u>	<u>20</u>	達成	目標追加				
						<u>未舗装農道の整備（コンクリート舗装R5→R6）</u>	<u>舗装長（m）</u>	<u>0</u>	<u>150</u>	達成	目標追加				
						<u>用排水路の整備（R5→R6）</u>	<u>改修箇所数（箇所）</u>	<u>0</u>	<u>6</u>	達成	目標追加				
						<u>農作業の省力化</u> <u>水路法面への防草シート設置（R5→R6）</u>	<u>設置幅（m）</u>	<u>0</u>	<u>288.6</u>	達成	目標追加				
						<u>棚田サポーターの受入れ</u>	<u>受入回数（回/年）</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	達成	目標追加				
						多面	米の有利販売拡大	ネット販売量（kg）	0	600	達成				
				特産品（雪下キャベツ・漬物用ウリ「カリモリ」）の集出荷・加工施設等の整備による販路拡大	雪下キャベツ取引業者数（業者）		0	4	達成						
					カリモリ出荷量（kg）		1000	2000	達成						
				<u>ライスセンターを一部改修（下屋の設置）し、作業の効率化を図るとともに、ライスセンターの維持管理時間（下屋の設置撤去、除雪）を短縮する。（R5→R6）</u>	<u>除雪時間の短縮（時間/年）</u>		<u>50</u>	<u>0</u>	達成	目標追加					
				<u>原材料を棚田新田産にこだわった加工品（ちまき、五目ちまき等）の販売拡大を図るため地元観光施設やイベントで販売（R5→R6）</u>	<u>イベントでの販売回数（回/年）</u>		<u>4</u>	<u>6</u>	達成	目標追加					
				<u>米の販売促進用P R チラシを作成（R5→R6）</u>	<u>作成部数（枚）</u>		<u>0</u>	<u>200</u>	達成	目標追加					
				<u>販路拡大に向けた、視察研修の実施（R5→R6）</u>	<u>実施回数（回/年）</u>		<u>0</u>	<u>1</u>	達成	目標追加					
				<u>里山の保全及び機能維持、景観形成のため、施設周辺や耕作放棄地に花の植栽を行う。（R5→R6）</u>	<u>景観作物作付け箇所数（箇所）</u>		<u>4</u>	<u>6</u>	達成	目標追加					
				<u>山菜保護のための注意喚起看板の設置（R5→R6）</u>	<u>設置箇所数（箇所）</u>		<u>0</u>	<u>3</u>	達成	目標追加					
				<u>冬期湛水田の取組に伴うたい肥の散布（R3→R6）</u>	<u>散布面積（a）</u>		<u>433</u>	<u>433</u>	達成	目標追加					
				振興	移住体験ツアーの受入れ		受入数（件）	0	1	達成					
					特産品のPRと地域内外の交流促進を図るための雪下キャベツを活用した交流イベントの新規開催		対策期間中のイベント開催数（回）	0	1	達成					
					<u>高齢、独居高齢者世帯への除雪支援（R5→R6）</u>	<u>支援世帯数（世帯）</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	達成	目標追加					
					<u>地域の行事や祭りの継承</u> <u>春祭り・夏祭り・収穫祭を継続するため参加人数を増加させる。（R5→R6）</u>	<u>イベント参加人数（人/年）</u>	<u>118</u>	<u>130</u>	達成	目標追加					
					<u>集落内を散策しながら、特大的縁縁から雄大な景色を眺めて楽しめるスタンプラリー「魅力発見スタンプラリー」を開催する。（R5→R6）</u>	<u>イベント開催回数（回/年）</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	達成	目標追加					
					<u>地域シンボルである池田ため池を核として、周辺の地域資源(伏兵キャンプ場)を活用し、地域住民及び利用者が集う場を提供するため、施設の修繕を行い、集客につなげる。（R5→R6）</u>	<u>交流施設利用者数（人/年）</u>	<u>180</u>	<u>200</u>	達成	目標追加					
					49	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	旭農業振興会	968,142	棚田	農業用ドローンによる共同防除の実施。	実施面積（ha）	0	25	達成
				827,335					機械や設備の共同利用の推進		利用者数（人）	10	15	達成	
									共同育苗（枚）		1,000	1,300	達成		
									農地荒廃防止のため、休耕田でそばを栽培		作付面積（ha）	0	1	達成	
				多面					猟友会による有害鳥獣の捕獲活動の実施	活動日数（日）	50	100	達成		
									米のブランド販売	販売者数	2	5	達成		
				振興					庭先集荷サービスの促進	販売額（万円）	200	250	達成		
									高齢者への買い物支援	年間利用数（人）	80	120	達成		
お茶のみ交流の場の開設	年間開催数（回）	0	12						達成						
高齢者世帯等の除雪支援体制づくり	年間利用数（世帯）	0	5						達成						
		伝統文化、地区行事の継承及び新規イベントの実施	イベント数（回）	2	5	達成									

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡） 下段： 加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標						備考 （期間中の目標 変更 ・追加等）				
					項目	内 容	目標数値								
							目標項目	現 状	目 標	達 成 状 況					
50	糸魚川市	糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会	下早川	2,105,484	棚田	棚田の保全活動に取り組む担い手農家を新たに3人確保し今後の維持保全を図る。	担い手農家数（人）	19	22	達成	目標追加				
				729,250		<u>棚田の保全を図るための生産基盤の整備</u> ・農道の舗装 ・農業用施設改修 ・湧水処理	<u>箇所数（箇所）</u> 農道 施設 湧水	0 0 0	1 1 5	達成					
				多面		棚田地域の保全と多面にわたる機能を維持・発揮するため、電気柵を増設する。	電気柵設置面積率（％）	60	80	達成					
				振興		棚田地域の振興については、収穫祭と直売等により現在延べ200人から300人以上の集客を図る。	イベント参加者数（人）	200	300	達成					
51	糸魚川市	糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会	上早川 中山間地	2,628,021	棚田	農業用ドローンを2台導入し、40haで農薬散布を行う。	共同防除面積（ha）	0	40	達成	目標追加				
				1,564,479		<u>棚田の保全を図るための生産基盤の整備</u> ・農道の舗装 ・用排水路施設の修繕	<u>農道整備延長（m）</u> <u>修繕箇所（箇所）</u>	0 0	450 10	達成					
				多面		棚田法面を管理するため農業応援隊を新設する	設立組織数	0	1	達成					
						鳥獣被害等から棚田を保全するため、電気柵の設置面積を増やす。 <u>景観形成のため植栽活動の実施</u>	電気柵設置農地面積（ha） <u>活動回数（回/年）</u>	120 1	160 2	達成					
				振興	収穫祭等のイベントで棚田産の農作物を販売し、入込客数を増加させる。	入込客数（人）	100	120	達成						
					上早川地域づくりプランと連携し、直売所の売上を増加させる。	直売所売り上げ（万円）	300	330	達成						
				52	糸魚川市	糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会	西海地区	1,684,643	棚田	棚田で防除用ドローンを2台導入し、農薬共同防除・肥料共同散布を行う。	共同防除面積（ha）	0	30	達成	目標追加
								724,095		<u>鳥獣被害防止のための電気柵の新設</u> <u>棚田の保全を図るための生産基盤の整備</u> ・農業用施設・農地等の修繕	<u>設置延長（m）</u> <u>修繕箇所数（箇所）</u>	0 0	2,400 14	達成	
多面	棚田地域等に景観作物「あじさい」を作付する。	作付長（m）	0					50		達成					
振興	都市交流イベントの実施（R元実績：約100名）	入込客数（人）	100					200		達成					
53	糸魚川市	糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会	根知	1,900,842	棚田	集落内外から棚田の保全活動に取り組む棚田サポーターを20人以上集い、年2回以上保全活動を行う。 <u>棚田の保全を図るための生産基盤の整備</u> ・法面への防草コンクリート処理 ・農業用ドローンによる農薬及び肥料散布作業の実施 ・共同防除及び共同散布作業の実施 ・ドローンオペレーターの育成	棚田サポーター数（人）	0	20	達成	目標追加				
				569,411		<u>実施面積（㎡）</u> <u>作業面積（ha）</u> <u>講習受講者（人）</u>	0 0 0	900 延べ15 3	達成						
				多面		集落内の棚田法面に景観作物を作付けし、多面にわたる機能の維持発揮及び景観の維持を行う。 <u>電気柵の維持・設置等の鳥獣被害防止体制構築</u>	景観作物作付株数（株／年） <u>設立組織数（組織）</u>	0 0	10 1	達成					
						振興	棚田オーナー等を募集し、年間2回以上農業体験活動等を行うことで、交流人口の増加を図る。	棚田オーナー数（組）	0	3		達成			
				54	糸魚川市	糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会	東能生	531,637	棚田	協定内棚田面積の維持管理活動を行うため、電気柵を設置する。（令和元年度実績8.4ha） <u>棚田の維持管理の省力化に向けた水路改修や秋代掻きの実施</u>	電気柵設置農地面積（ha） <u>改修延長（m）</u> <u>秋代掻き実施（％）</u>	8.4 0 0	14.7 45 100	達成	目標追加
								199,141		棚田地域の種の多様性を保護するため、協定内の棚田や雑木林などの一体的保全活動を行う。	保全活動実施面積（ha）	0	17	達成	
多面	地元小学校に自然体験学習を実施し、棚田の理解を深める。	自然体験学習開催数（回／年）	0					2		達成					
振興	令和6年度までに地元の宿泊業者と連携し、宿泊施設での直売を行う。	連携施設数（数）	0					1		達成					
55	佐渡市	佐渡棚田協議会	岩首	177,960	棚田	営農ボランティアの受入や学生の農業体験として、草刈り作業を指導	ボランティア数（人）	50	150	達成					
				174,920	多面	都市圏の消費者等に向けたツアーの企画・開催による「岩首昇竜棚田米」の販売拡大	販売量（t）	6	7.5	達成					
				振興	都市農村交流イベント開催による交流人口の拡大	開催数（回/年）	2	3	達成						
56	佐渡市	佐渡棚田協議会	歌見	116,472	棚田	営農ボランティアの受入れ	受入数（人/年）	5	10	達成					
				116,472	多面	協定内で生産する米のブランド化と独自販売の拡大	販売量（t）	1	1.5	達成					
				振興	農業体験イベントの拡大	開催数（回/年）	1	4	達成						

中山間地域等直接支払制度・第 6 期対策の概要と 県特認基準等の設置について

新潟県農林水産部地域農政推進課

1 中山間地域等直接支払制度 第6期対策の概要

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算額 28,460（26,100）百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

<事業の内容>

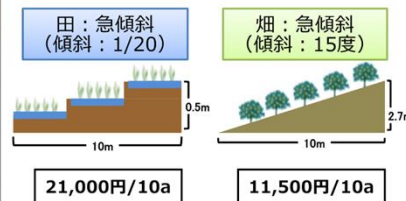
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円（最大※2） （地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 （地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a

※3 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

第6期対策の方向性

- これまで推進してきた集落協定の統合(広域化)に加え、集落協定間で共通となっている課題から活動を連携するネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画を促進することにより、将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを進める。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」 に基づく具体的な施策の内容

(R5.12食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

- ・ 中山間地域等直接支払について、令和7年度からの次期対策では、多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進する。

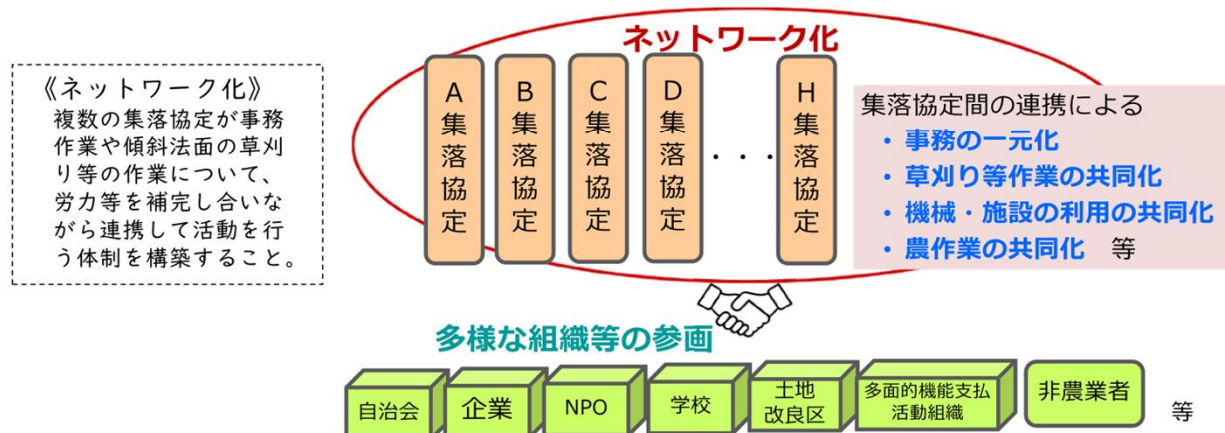
中山間地域等直接支払制度(第5期対策)の最終評価

(R6.8とりまとめ)

- ・ 人口減少・高齢化が進行し、共同活動の継続や集落の維持が困難になっている中山間地域等において、集落協定も高齢化による協定参加者の減少、担い手やリーダー不足等により、活動の継続が困難な協定の増加や協定の廃止が課題になっていることから、「共同活動継続に向けた体制づくり」、「営農の継続」、「事務負担の軽減」を検討する必要がある。

将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくり

《体制づくりのイメージ》



《取組イメージ》



草刈隊の結成による
草刈り作業の共同化



担い手を核とした
農作業の受託体制や
共同作業体制の構築

第6期対策（令和7年度～令和11年度）のポイント

（１）対象農用地の見直し

- 「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という本制度の趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図る
⇒交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする（令和7年度については、「地域計画の策定が確実と認められる区域」も対象とする。）。

（２）体制整備単価の見直し

- 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進
⇒体制整備単価（交付単価の10割）を交付する要件を、「ネットワーク化活動計画の作成」とする

（３）加算措置の見直し

- ネットワーク等の活動を安定化、活発化させる主導的役割を担う新たな人材の確保・育成に向けた取組と農業生産活動の継続、向上に向けた意欲的な取組を支援
⇒「ネットワーク化加算」を創設
- リモコン式自走草刈機やドローンなどを用いたスマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援
⇒「スマート農業加算」を創設

（４）集落機能強化加算に係る経過措置の設定

- 第5期対策（R2～R6）で集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定については、経過措置を設定

（５）中山間直接支払の加算措置重複適用に係る単価減額措置の廃止

- 第5期対策（R2～R6）では加算措置を複数適用する場合に2つ目以降の加算の上限単価を1,000円減じた額としていたが、第6期対策ではこの単価減額措置を廃止する。

第5期対策(令和2～6年度)

1 本体交付金(体制整備単価)

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

2 加算措置

加算項目	10a単価(円)
棚田地域振興活動加算	10,000 (田・畑)
超急傾斜農地保全加算	6,000 (田・畑)
集落協定広域化加算	3,000 (地目に関わらず)
集落機能強化加算	
生産性向上加算	

第6期対策(令和7年度～)

1 本体交付金(体制整備単価)

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「**ネットワーク化活動計画の作成**」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

2 加算措置

加算項目	10a単価(円)
棚田地域振興活動加算	10,000 (田・畑)
超急傾斜農地保全加算	6,000 (田・畑)
ネットワーク化加算 ネットワーク化や統合による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	最大10,000 (地目に関わらず)
スマート農業加算 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000 (地目に関わらず)

2 県が独自に定める制度対象地域および農用地（案）

（１）対象地域

基 準	第 5 期申請地域 (通常地域との 重複地域を除く)	第 6 期 (案)	令和 7 年度不利性評価
国ガイドライン準拠設定			
8 法地域に地理的に接する農用地	長岡市、上越市及 び胎内市の一部	継続	—
農林統計上の中山間地域	新発田市および刈 羽村の一部	継続	—
次のアからウまでの全てを満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上 イ DID（人口集中地区）から車で30分以上かかる ウ 人口の減少率（H27～R2）が3.5%以上で、かつ人口密度150人／km ² 未満	申請なし	継続	—
県独自設定			
特別豪雪地帯	旧長岡市、旧越路 町、旧上越市、 旧六日町	継続	耕作放棄率が高く、雪による掛かり増し経費が発生するほか、水稻収量が少ないことから、引き続き対象とする。 耕作放棄率 6.9%（県平均4.5%） 掛かり増し経費 ・ ほ場消雪 + 3,800円／10 a ・ 育苗ハウス設置 + 437円／10 a ・ 減収相当額 5,327円／10 a 等
次のいずれかの要件を満たす地域（旧市町村または集落単位） ア 耕作放棄率が県平均以上 イ 農業従事者高齢化率が県平均以上	新発田市の一部	継続	急速に耕作放棄地が拡大する懸念があると認められることから、引き続き対象とする。 6

(2) 対象農用地

基 準	第 5 期申請地域 (通常地域との 重複地域を除く)	第 6 期 (案)	不利性評価結果
離島振興法に基づき指定された離島対策実施地域であって、佐渡市の傾斜地以外の農用地 (緩傾斜農用地単価の適用)	佐渡市の 平場農用地	継続	本土の平場地域と比べ、農業生産条件の不利性をはじめ、社会的・経済的な不利性が認められるため、引き続き対象とする。 農業生産条件の不利性 (米) ・ 物財費 + 10,200円／10 a ・ 出荷経費 + 2,155円／10 a ・ 耕作放棄率 8.8% (県平均4.5%) 等 社会的・経済的条件の不利性 ・ 高齢者割合53.1% (県平均48.7%) 等

令和7年度中山間地域等直接支払交付金の実施見込みについて

令和7年7月3日
地域農政推進課

概 要

- 1 新たに加茂市が加わり、県内23市町村が取組を予定しています。
- 2 協定締結を見込む協定数は、前年度に比べて、新規35、廃止81（うち14は、統合による廃止）、差引46協定減少し、742協定となっています。
- 3 交付面積は、前年度に比べて436ha減少し、22,407haとなる見込みです。
- 4 交付金額は、加算措置取組の増加が見込まれているものの、高齢化による協定の廃止や縮小等、急傾斜農用地を中心に協定農用地が減少する見込みで、昨年度実績額から90百万円減の3,400百万円と予想しています。
- 5 体制整備単価の交付（ネットワーク化活動計画の策定）を見込む協定は662協定で、全体の89%となっています。

【 令和7年度 協定農用地面積・交付金額（見込み） 】

項目	令和7年度 A	令和6年度 B	増減 (A-B)
交付市町村数	23	22	+ 1
協定数	742	788	△ 46
集落協定	724	771	△ 47
個別協定	18	17	+ 1
交付面積 (ha)	22,407	22,843	△436
急傾斜	8,984	10,018	△1,034
緩傾斜等	13,423	12,825	+598
加算措置取組面積 (延べ ha)	11,108	9,251	+1,857
交付金額 (百万円)	3,400	3,490	△ 90
傾斜農用地等に対する交付	2,917	3,082	△165
加算措置	483	407	+ 76
1 協定あたり交付面積 (ha/協定)	30.2	29.4	+ 0.8
体制整備単価に取り組む協定数	662	720	△ 58

中山間地域農業・農村の維持・発展に向けた 支援の強化について

- 平場に比べ、過疎化・高齢化が進んでいる中山間地域における営農の継続や集落機能の維持に向け、農業をベースに多様な人材が多様な働き方によって、地域の課題に対応した主体的な取組が着実に実践できるよう、中山間地域等直接支払制度をはじめとした各種支援策の構築と必要な予算を確保すること。
- 中山間地域等直接支払制度については、令和９年度から見直すとしている水田政策の検討において、食料・農業・農村基本法に基づき、農業生産活動の継続や農村の振興に貢献できる制度となるよう根本的に見直すこと。

中山間地域の農業は、農地の保全を通じて、国土保全や水源かん養などの多面的機能の維持・増進のほか、地域社会の維持にも大きな役割を果たしている。

一方で、中山間地域では、過疎化・高齢化が進み、集落機能が低下しており、このままでは、農地の維持が困難となり、荒廃農地の増加にとどまらず、集落の維持にも影響を与えかねない状況となっている。

中山間地域の農業・農村の維持・発展に向けては、農業を生産性向上など産業振興の視点で捉えるだけでなく、農業をベースとした多様な人材の多様な働き方で地域を維持していく観点から、活動の主体となる組織づくりや、長期的な視点に立った活動への支援が必要となっているが、地域が柔軟に設計できる支援策に係る予算が不足し、地域の活動が一部停滞している。

また、中山間地域対策として重要な役割を果たしてきた中山間地域等直接支払制度については、第6期対策においても、引き続き加算措置が設けられたが、新たな目標設定が求められる上、交付要件が複雑で、かつ、地域が必要とする取組と関係なく面積によって一律に交付金額が算定されることから地域の主体的な取組が制限されていることや、平場との生産費格差が拡大しているものの、交付単価の見直しが行われていないことから、高齢化や担い手不足に歯止めをかけられていない。

- 営農の継続や集落機能の維持に向けて、主体的な取組を実践する地域が増加する中で、国予算不足の関係から取組の見直しを求められている。地域の主体的な取組が停滞することなく確実に実施できるよう、中山間地域等直接支払制度や農山漁村振興交付金などの必要な支援策の構築と予算の確保を行うこと。
- 中山間地域等直接支払制度は、令和9年度からの水田政策の見直しと一体的に検討するとされていることから、検討にあたっては、食料・農業・農村基本法に基づき、生産条件の不利性が適正に是正され、かつ、農村の振興が図られるよう、公開の場において、取組状況等を検証、評価するとともに、市町村や地域の意向を十分に確認した上で根本的に見直すこと。

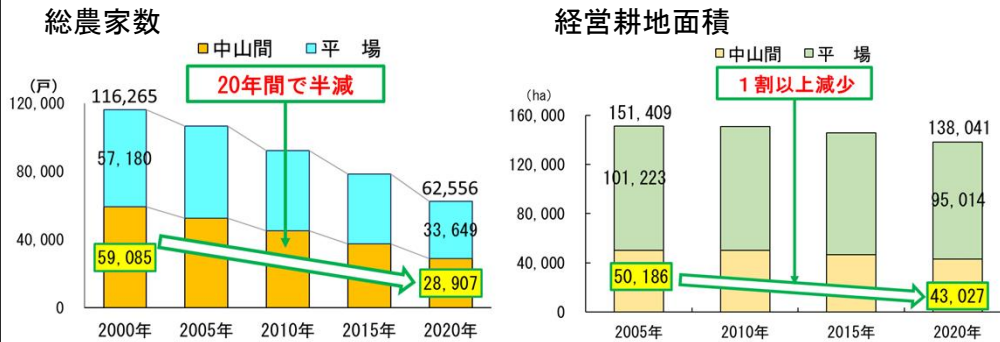
(農林水産省大臣官房)
(農林水産省農村振興局)

新潟県の課題（中山間地域農業・農村の維持・発展に向けた支援の強化について）

現状と課題

○中山間地域農業の現状

- ・総農家数は20年で半減し、経営耕地面積も減少。



○平場との生産費格差が拡大

- ・生産費格差は、交付金単価（21,000円/10a）を大きく上回る。

（単位：円、時間/10a）

区分	中間農業地域 (A)	平地農業地域 (B)	A-B
物財費	113,599	99,466	14,133
労働費※1	50,028	31,078	18,950
生産費※2	163,627	130,544	33,083
労働時間	33.0	20.5	12.5

※1 労働費単価1,516円/h, 農林水産省農業経営統計調査結果から引用

※2 生産費には、法面管理費、水路・農道等維持管理費を含む

⇒ 農業者が意欲をもって取り組めるよう見直しが必要

○予算の確保

（１）中山間地域等直接支払交付金

- ・本体交付金の当初配分額が少ない。

年度	当初要望額	当初配分額(充足率)
R7	1,789,529 千円	1,610,576 千円(90.0%)
R6	1,751,858 千円	1,712,071 千円(97.7%)

- ・推進交付金※3の過去交付額は要望額を大幅に下回る。

年度	要望額	交付額(充足率)
R7	108,337千円	34,255 千円(31.6%)
R6	45,216 千円	4,536 千円(10.0%)

※3 集落の営農体制構築支援など県・市町村の推進活動に活用

⇒ 活動費不足で協定活動及び協定支援活動が制限

（２）農山漁村振興交付金

- ・R7 要望額に対して満額配分されていない。

事業メニュー名	要望額	配分額(充足率)
元気な地域モデル創出支援	27,172 千円	15,731 千円(58 %)
農村RMOモデル形成支援	38,822 千円	18,111 千円(47 %)
計	65,994 千円	33,842 千円(51 %)

※ 推進事業費は4年目を迎え申請できず

⇒ 地域の主体的な活動が停滞

要望内容

- 農業をベースに多様な人材が多様な働き方によって、地域の課題に対応した主体的な取組が着実に実践できるよう、各種支援策を構築し、必要な予算を確保すること。
- 中山間地域等直接支払制度は、令和9年度から見直すとしている水田政策の検討において、食料・農業・農村基本法に基づき、農業生産活動の継続や農村の振興に貢献できる制度となるよう根本的に見直すこと。

水田政策の見直し等

○水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和 9 年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和 9 年度以降、「**5 年水張りの要件**」は求めない。

（※ 現行水活の令和 7 年・8 年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。）

米については、国内外の**需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良**等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、**新市場開拓用米、米粉用米**等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、**飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興**を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、**水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。**

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながら**より多くの離農農地の引受け**を進めていけるよう、**農地の集約化等への支援制度**について、**既存制度を見直し、強化**する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、**水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域**も含め、地域の事情に応じた**産地形成が促進**される仕組みとする**見直しを検討**する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、**支援を拡大**する。**多面的機能支払**について、**活動組織の体制を強化**する。

予算は、**現行の水活**の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、**構造転換に必要な予算をしっかりと確保**していく。

出典：食料・農業・農村基本計画

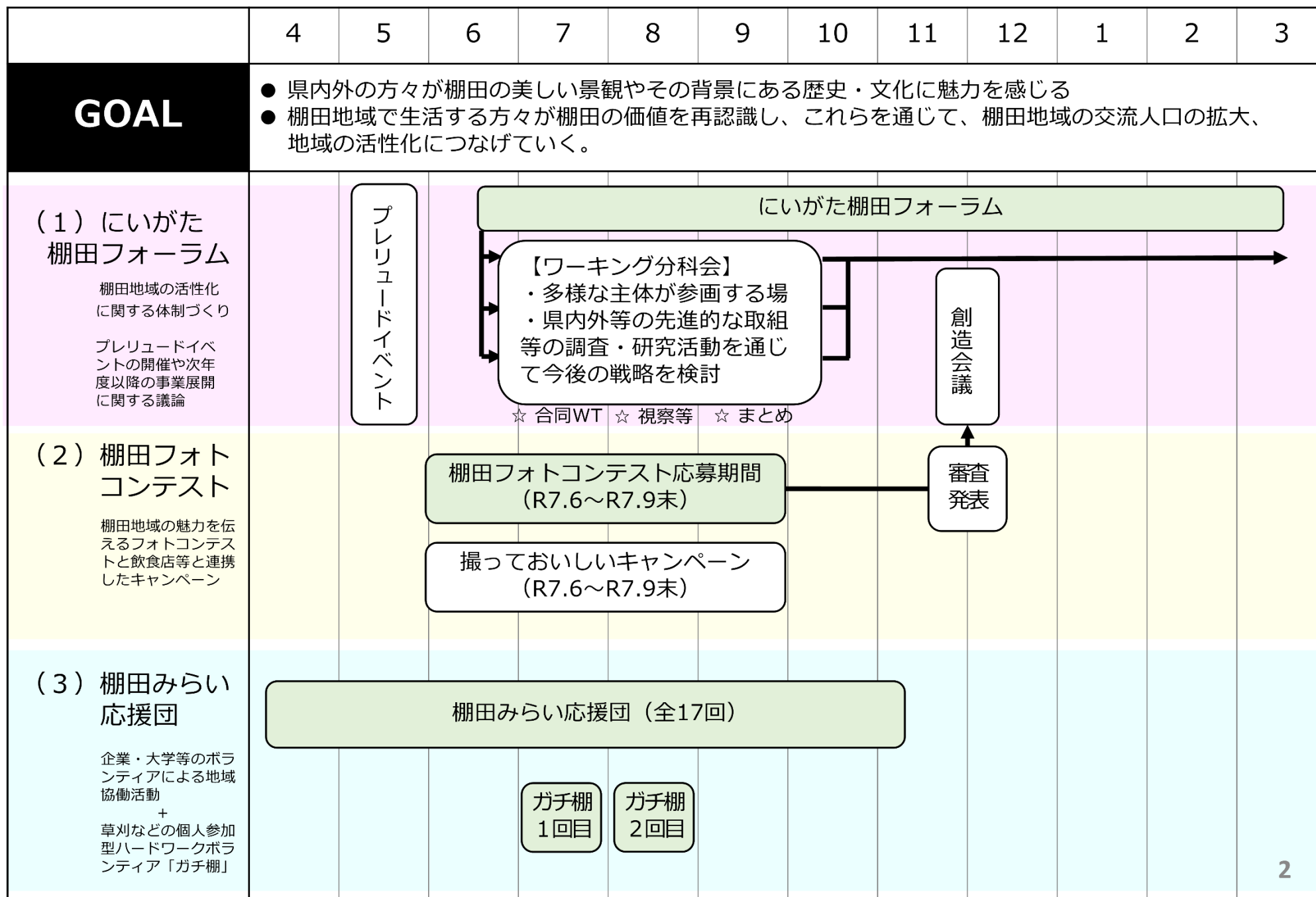
（農林水産省ウェブサイト（https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html））



棚田振興に向けた取組状況について

新潟県農地部

1 令和7年度の取組



2 にいがた棚田フォーラム プレリユードイベント

- 世界農業遺産と世界文化遺産の2つの世界遺産をもつ佐渡市で「棚田みらい元年」が幕開け
- 産官学それぞれの分野の方が、地域活性化に向けた棚田の魅力や連携可能性をテーマにディスカッション
- 会場には地元選出の中川県議、北県議にもお越しいただき、100名を超える多くの方々が来場。お楽しみ広場では佐渡総合高等学校の生徒による手作りジャムの販売やパネル展示等、「にいがた棚田フォーラム」の立ち上げに向けた一体感を構築。

みんなで話そう

にいがた棚田

フォーラム

プレリユードイベント

世界農業遺産と世界文化遺産2つの世界遺産を持つ佐渡市で
棚田みらい元年が幕開け

2025.5/11 日
あいぽーと佐渡
プログラム
13:00 開場
13:30 開演

参加無料
どなたでも
ご参加いただけます

13:00 開場
(平泉保育園と太鼓発表)

13:35 主催者・共催者あいさつ
(新潟県副知事、佐渡市長)

13:45 基調講演
世界農業遺産(農林水産省)
2つの世界遺産(佐渡市)

14:30 ディスカッション
地域活性化に向けた棚田の魅力や連携可能性について
● 島井 玲子 (日本航空株式会社)
● 豊田 光世 (新潟大学)
● 西岡 浩 (株式会社大広)
ファシリテーター 藤野 純一
(公益財団法人地球環境戦略研究機関)

15:45 閉会のあいさつ
(佐渡棚田協議会)

お楽しみ広場

- ・米粉スイーツ等の販売
- ・佐渡総合高校の手作りジャム販売
- ・棚田みらいちゃんぬりえコーナー

パネル展示

- ・佐渡棚田協議会
- ・世界農業遺産
- ・棚田みらい応援団
- ・アグリコ・クリエーション
- ・TOPPANエッジ株式会社
- ・スマート農業展示
- ・佐渡市SDGsパートナー

棚田みらい元年とは?
新潟県は棚田面積が全国で最も広く「つなぐ棚田遺産」の認定数も全国1位の「棚田日本一」の県。将来にわたる棚田の維持保全や地域の持続的発展のための取組の始まりです。
主催：新潟県 共催：佐渡市、佐渡棚田協議会

お問合せ先
新潟県農地部農村環境課
中山間地域対策推進係
025-280-5367
nigt070050@pref.niigata.lg.jp

棚田みらいちゃん
ぬりえ



ディスカッションの様子



農林水産省山本審議官基調講演



佐渡総合高等学校生徒による出店



棚田みらいちゃんぬりえコーナー

3 棚田県にいがた フォトコンテスト

- 美しい棚田の景観や地域の新たな魅力を発信し、棚田振興への関心を高めることを目的に、棚田を主体とした風景や人々の活動の様子等をテーマとした「棚田県にいがた フォトコンテスト」を開催中。
- 併せて、フォトコンテストに応募した者が、飲食店で簡易なサービスを受けられる「撮っておいしいキャンペーン」を展開。

"TANADAKEN"
Niigata
photo contest

棚田県
にいがた
フォト
コンテスト

応募期間 | 2025年
6月2日(月)~9月30日(火) ※必着

撮影期間 | 2024年
10月1日(火)~9月30日(火)

新潟県は、棚田の面積や「つなぐ棚田遺産」の認定数が全国1位を誇る、まさに「棚田日本一」の県です。
このフォトコンテストでは、美しい棚田の景観や地域の新たな魅力を広く発信し、
棚田地域への関心を高めることで、交流人口の拡大や地域活性化を目指します。
あなたの視点で切り取った「新潟の棚田」の魅力を、ぜひ写真で届けてください。

募集テーマ

対象地域の棚田を主体とした風景、
人々の活動や様子等

表彰			
棚田地域賞 (1名)	こどもみらい賞 (1名)	棚田いきもの賞 (1名)	棚田みらい賞 (1名)
棚田米5kg×2 地域の特産品*	棚田米5kg×2 地域の特産品*	棚田米5kg×2 地域の特産品*	棚田米5kg×2 地域の特産品* 棚田みらいちゃんグッズ

※佐渡市岩倉の棚田米、十日町市三ツ山の棚田米など

結果発表：2025年11月上旬(予定)

●撮っておいしいキャンペーン

ステップ1

出会った棚田や
見つけた魅力を撮る



ステップ2

お腹が空いたら
加盟店を探す



ステップ3

サービスを受け



ステップ4

フォトコン応募を
お店の人に见せる



ステップ5

満喫する



4 棚田みらい応援団の概要

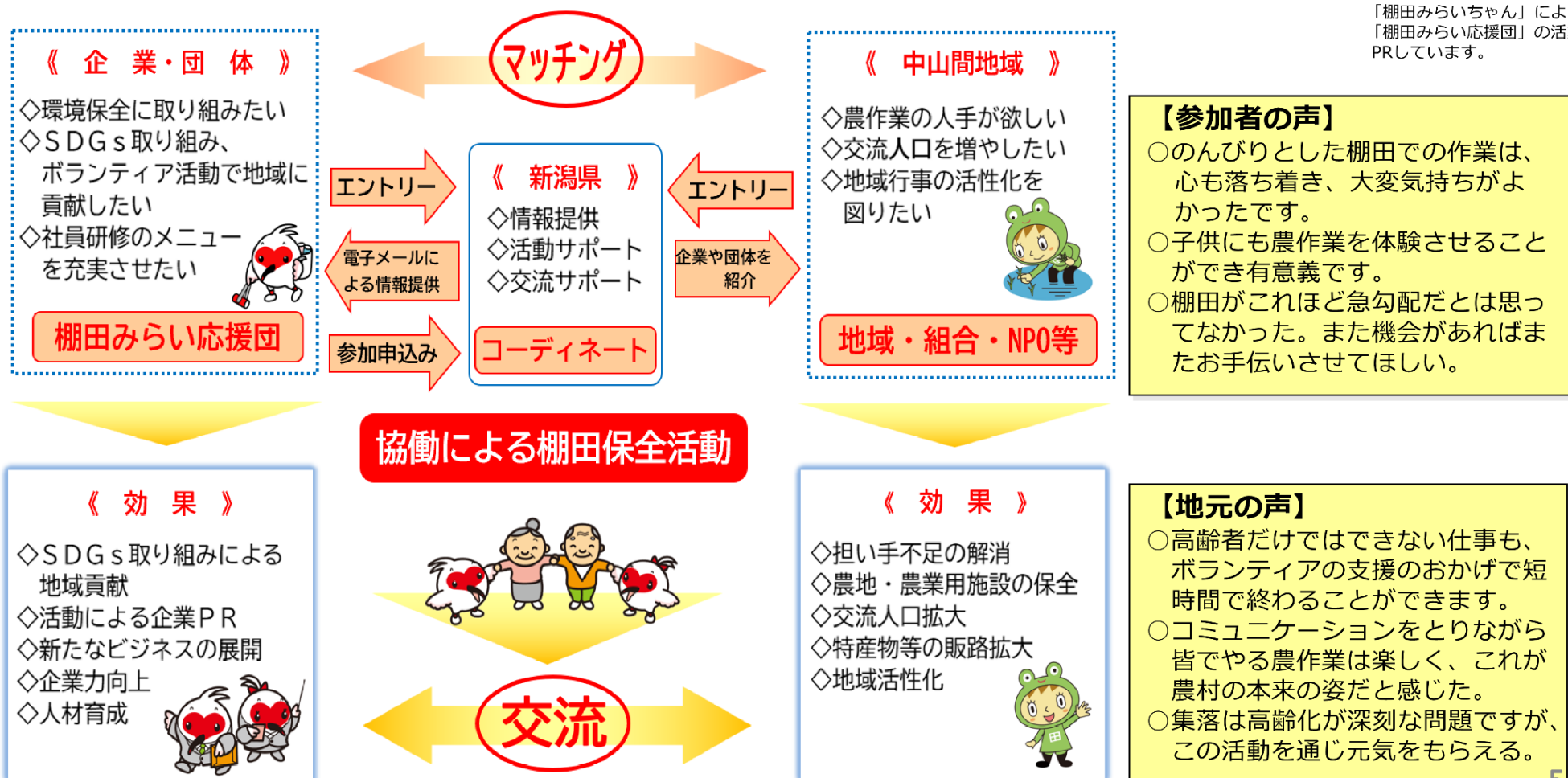


●棚田みらいちゃん

マスコットキャラクター
「棚田みらいちゃん」により
「棚田みらい応援団」の活動を
PRしています。

【活動の背景】

- 中山間地域では、過疎・高齢化により農業の担い手不足や地域活力の低下が懸念。
- 企業のSDGsやボランティア活動に対する関心の高まり。
- 企業や大学、ボランティアと支援を求める中山間地域の集落をマッチングし、棚田での協働作業等を通じて都市と農村の交流を促進し、棚田の保全と地域の活性化を図る。



5 棚田みらい応援団の活動状況

- 平成21年度から活動を開始、これまで24企業、5大学・専門学校、3団体が活動に参加。
- 令和6年度は9地区において、288人が活動に参加。参加地区、参加者ともに大きく増加。
- 令和7年度は8地区で300人が参加見込み。

●活動参加者数の推移

年度	延べ参加者数	活動回数	活動地区数
R2	6人	1回	1地区
R3	30人	2回	2地区
R4	66人	5回	3地区
R5	151人	16回	8地区
R6	288人	17回	9地区

●令和7年度の参加団体（予定）

【企業】

加賀の井酒造(株)、(株)亀紺屋、佐渡汽船(株)、佐渡測量(株)、
 (株)サンワコン新潟支店、相互技術(株)、(株)第四北越銀行、
 東京電力ホールディングス(株)新潟本社、(株)ドコモCS、
 (株)ドコモビジネスソリューションズ、TOPPANエッジ(株)、
 (株)ナカノアイシステム、(株)ナルサワコンサルタント、
 新潟空港ビルディング(株)、
 日本航空(株)東北支社新潟支店、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、藤木鉄工(株)、
 マルハニチロ(株)、三井住友海上エージェンシーサービス(株)、
 (株)水倉組、明和工業(株)

【大学】

新潟産業大学、新潟食料農業大学、新潟大学むらづくり応援隊

【団体】

えびがせ荘、ECHIGO棚田サポーター ※赤字：R5年度以降から活動に参加

●令和7年度の活動MAP

1 佐渡エリア

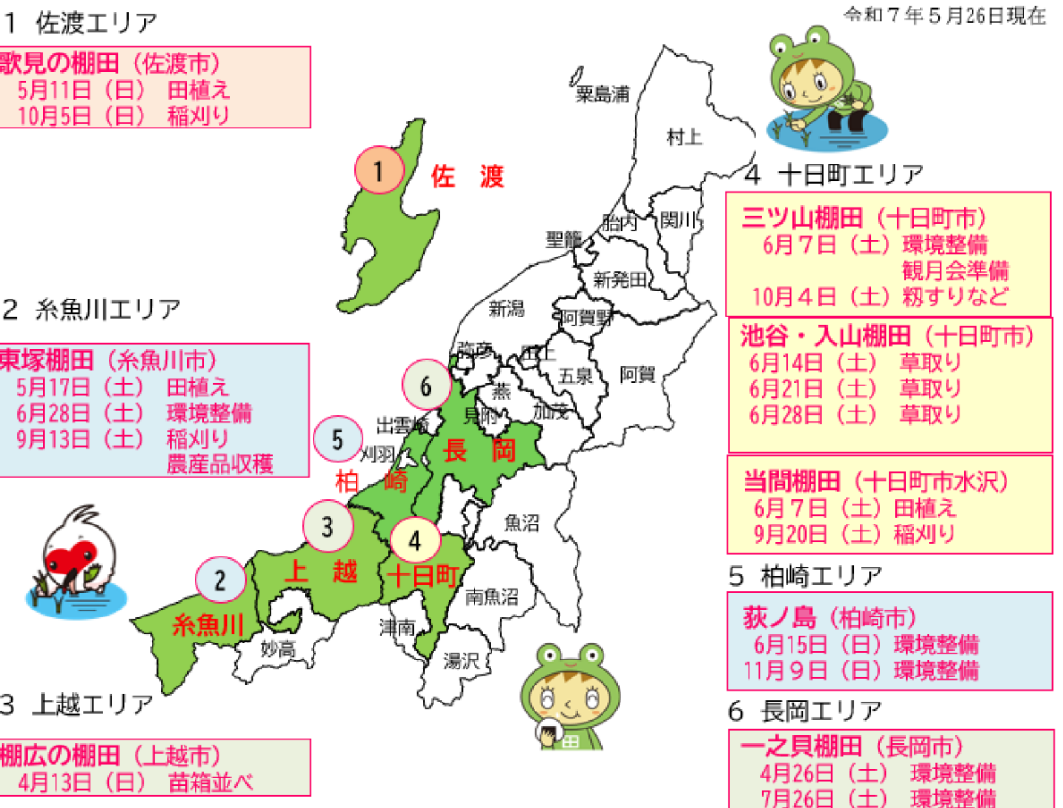
歌見の棚田（佐渡市）
 5月11日（日）田植え
 10月5日（日）稲刈り

2 糸魚川エリア

東塚棚田（糸魚川市）
 5月17日（土）田植え
 6月28日（土）環境整備
 9月13日（土）稲刈り
 農産品収穫

3 上越エリア

棚田の棚田（上越市）
 4月13日（日）苗箱並べ



6 棚田みらい応援団 令和7年度の主な活動

佐渡市歌見地区での活動

- 令和7年5月11日（日）、佐渡市歌見地区で棚田みらい応援団の活動を実施。
- 昨年度に引き続き、「陸・海・空」の交通事業者3社が連携し、棚田みらい応援団として活動を行いました。地域の方を含め80名以上の方が参加しました。
- 参加団体
佐渡測量（株）、
三井住友海上エージェンシー・サービス（株）
佐渡汽船（株）、日本航空（株）東北支社新潟支店、
東日本旅客鉄道（株）新潟支社、
TOPPANエッジ（株）



田植え



地区の歌



地元の山菜

新潟のつかいかたとの連携

銀座・新潟情報館 THE NIIGATAでの情報発信

- 新潟の魅力を伝える県総合ポータルサイト「新潟のつかいかた」と連携した情報発信（X）を実施。
- 令和6年10月16日にTHE NIIGATAで「棚田県」新潟日本一の魅力についてPRを行った。また、令和7年5月からデジタルサイネージを実施。



新潟空港PRコーナー

- 新潟空港「米（まい）まいテラス」
新潟空港ターミナルビル3階の一部区画にオープンした公共スペース「米（まい）まいテラス」にて新潟の棚田PRコーナーを設置。より多くの方に向け新潟の棚田の魅力を発信しています。



7 棚田みらい応援団の新たな展開 ハードワーク系ボランティア「ガチ棚」

- 参加企業や団体からの「もっとハードな活動をしたい。」等との声を受け、新たな展開として、ハードワークに特化した「ガチ棚」を創設。
- 十日町市「星峠の棚田」において、7月及び8月に草刈り機を使用した草刈り作業を実施。

参加者からの声

田植えや稲刈り以外の作業も
地域の人と一緒に汗を流したい！



令和7年度
「ガチ棚」創設



8 今後の展開 ～「にいがた棚田フォーラム」の立ち上げ～

- 県庁内関係部局のほか、大学や企業などの多様な主体により構成し、棚田地域の振興等に向けた課題の整理や県内外の優良事例・先進的な取組等の研究活動を行う「にいがた棚田フォーラム」を本年秋ごろまでに立ち上げ。
- 「にいがた棚田フォーラム」において開催する会議における意見等を踏まえつつ、棚田の保全や地域の活性化、関係人口の拡大に向け、部局横断的に検討し、取組を展開。

たなだ
フォー
ラム！



令和7年度を「にいがた棚田みらい元年」とし、未来に向かって次の取組をスタート

<ワーキング分科会>

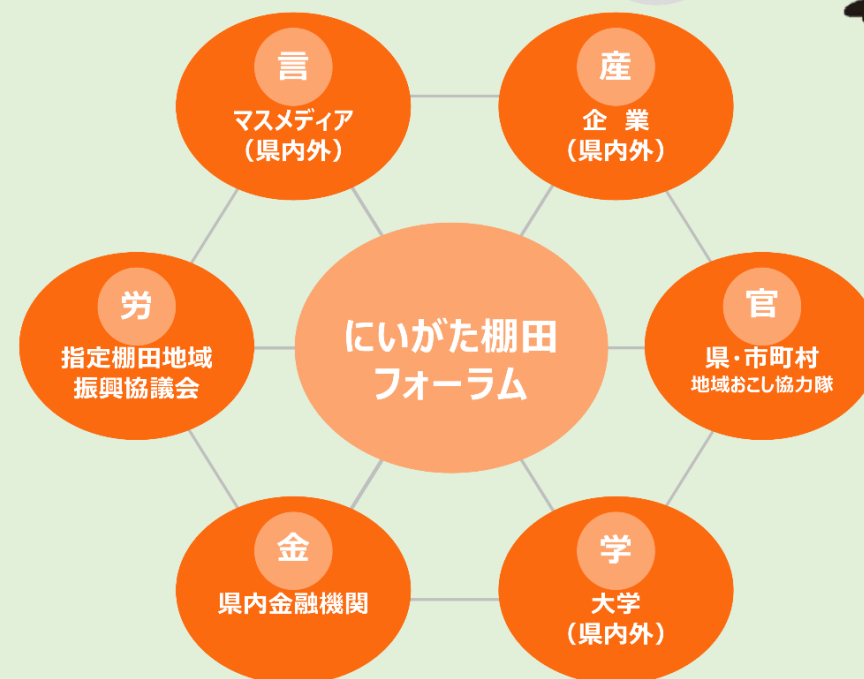
- ◆研究・検討テーマ毎に分科会を設置
- ◆テーマに応じて、フォーラムメンバー＋事務局で構成

分科会テーマ案①
付加価値向上

分科会テーマ案②
企業・大学連携

分科会テーマ案③
観光コンテンツ

検討した取組について、その有効性の検証や、他地域への横展開を行う



【事務局】新潟県棚田地域振興連絡会議
(県庁内：関係部局で構成)

新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会設置要領

1 目 的

中山間地域は県土の7割を占め、農業生産機能に加え洪水防止、水源のかん養など多面的機能を有する重要な地域であり、中山間地域等の農業活性化の施策は、広く県民一般の理解の上で実施することが重要であることから、施策の実施に当たっては合理的・客観的な基準の下に透明性を確保する必要がある。このため、中立的な第三者機関である新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会（以下、検討会という。）を設置し、施策の妥当性、実施状況の点検、施策効果の評価等を行うものとする。

2 検討会の役割

(1) 中山間地域等直接支払制度に係る事項

- ア 県の制度対象地域の特認基準についての審査、検討
- イ 市町村の対象農地の指定の評価
- ウ 棚田地域の振興を図る取組に係る目標の確認・意見聴取
- エ 制度実行状況の点検等

(2) その他検討会の目的達成に必要な事項

3 検討会の構成員等

(1) 構成員は中山間地域等について高い学識経験等を有し、かつ交付金等に係る利害関係を有しない者であって農林水産部長が依頼する者とする。

（5人以内。専門委員は人数に含めない。）

(2) 検討会の座長は構成員（専門委員を除く。）の互選により選任する。

(3) 検討会は、農林水産部長の要請に基づき、座長が招集する。

4 意見の開陳

(1) 専門委員は、座長の求めに応じて会議に出席し、専門の事項について説明又は意見を述べるものとする。

(2) 座長は、必要と認められる場合に適当と思われる者に対して、会議への出席を求め、説明又は意見の開陳を求めることができる。

5 庶 務

会議に係る庶務は、農林水産部地域農政推進課において行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成12年9月1日から施行する。

平成17年4月27日一部改正。

平成21年3月31日一部改正。

平成21年6月2日一部改正。

平成29年4月4日一部改正。

平成30年5月22日一部改正。

令和 3年5月28日一部改正。

新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会
委 員 名 簿

区 分	氏 名	所 属 等
委 員	野 本 幸	(株)エム・コミュニケーション 代表取締役
	佐藤 千尋	新潟日報社論説編集委員会 論説編集委員
	氷 見 理	新潟大学 自然科学系（農学部） 助教
	平井 太郎	弘前大学 大学院地域社会研究科 教授
	藤 澤 成	新潟経済同友会 専務理事・事務局長

中山間地域等直接支払制度の実施に係る第三者機関の役割について

中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知

第 8 第三者機関の設置

- 1 国は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行う中立的な第三者機関を設置する。

第12 実施状況の公表等

国、都道府県及び市町村は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手の定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等交付金の実施状況を当該実施年度の翌年度の 8 月末日までに公表する。

なお市町村は、法第 7 条第 6 項の規定により、同条第 1 項の事業計画の認定をしたときは、遅滞なく当該認定に係る事業計画の概要を公表する。

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況の評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の制度の見直しを行う。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2484号農林水産省農村振興局長通知

第3 対象農用地の基準

13 特認地域及び特認基準について

(1) 特認地域及び特認基準の設定及び変更

都道府県知事は、実施要領第4の1の(10)の特認地域及び同2の(6)の特認基準の設定及び変更にあたっては、別記4を参考にして、次のア又はイに掲げるデータを実施要領第8の2の中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとする。

ア 8法地域（実施要領第4の1の(1)から(8)までに掲げる地域をいう。以下同じ。）については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ

イ 8法外地域（実施要領第4の1の(1)から(8)まで以外地域をいう。以下同じ。）については、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

(2) 都道府県知事は、中立的な第三者機関で審査された特認地域及び特認基準について、「〇〇県における特認基準の制定（変更）について（提出）（参考様式第1号）」に次表に掲げる必要なデータを添付し、地方農政局長を経由して農村振興局長に協議する。

(3) 国による特認地域及び特認基準の調整手続

都道府県知事から(2)の協議を受けた農村振興局長は、実施要領第8の1の第三者機関の意見を聴き、必要があれば各都道府県の特認地域及び特認基準の調整を行うものとする。また、農村振興局長は、調整結果を、「〇〇県における特認基準の制定（変更）について（通知）（参考様式第2号）」により地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して都道府県知事に通知する。

(4) 特認地域及び特認基準の通知

都道府県知事は、特認地域及び特認基準を決定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

第8 交付額

2 棚田地域振興活動加算

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8の2で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

また、アからウまでの取組には棚田の価値を活かした活動に加え、5の(1)及び6の

(1)の取組を含めるとともに、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定された認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るものとする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

第13 第三者機関

実施要領第8の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い学識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第17 交付金交付の評価

1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。

(1) 中間年評価は、令和10年8月末までに実施する。

(2) 最終評価は、令和11年8月末までに実施する。

2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記7における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。

3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあつては、第9の1の(3)から(9)までの措置を講ずるものとする。

棚田地域振興活動加算に係る参考資料

令和 7 年 7 月
地域農政推進課

令和 6 年度の棚田地域振興活動加算の取組状況について

- 令和 6 年度に棚田地域振興活動加算を活用した協定は、11市町14協議会に参画している56協定であり、昨年度から変更なし。
- 超急傾斜保全管理加算から棚田超急傾斜地域振興加算への移行などにより、昨年度に比べて60ha増加
- 令和 6 年度は面積増加したが、国の予算不足による配分遅れを受けた取組縮小や第 5 期対策中に使い切れる額となるよう減額申請する協定があり、交付額は672万円減少した。

表 令和 6 年度の棚田地域振興活動加算の活用状況

市町村		指定棚田 地域振興 協議会数	うち加算 活用	R6		R6		R6	
				協定数	前年差	面積 (ha)	前年差	交付額 (万円)	前年差
1	村上市	1	1	3	0	103	0	803	△ 225
2	胎内市	1	1	3	0	51	0	528	0
3	三条市	1	1	1	0	22	0	249	+ 2
4	小千谷市	1	1	5	0	183	0	1,978	△ 137
5	見附市	1	1	1	0	1	0	13	0
6	柏崎市	1	1	7	0	107	△ 1	1,170	△ 21
7	十日町市	6	4	12	0	500	△ 1	5,162	△562
8	津南町	1	1	1	0	6	0	60	0
9	上越市	1	1	16	0	923	+ 63	10,966	+ 817
10	糸魚川市	1	1	5	0	379	△ 1	3,361	△548
11	佐渡市	1	1	2	0	29	0	370	0
新潟県合計		16	14	56	0	2,304	+ 60	23,695	△672

※1 各項目ごとを四捨五入で表示しているため、合計とその内訳の計が一致しない場合がある。

令和 6 年度棚田等の保全に関する目標について

- 棚田等の保全に関する目標については、「生産基盤の維持」に係る取組が46で最も多く、次いで「棚田の法面や水路の維持等」の取組が32となっている。
- R6は1協定で、棚田の法面や農道、水路の整備、機械の共同利用に係る取組が追加された。

表 「棚田等の保全に関する目標」における取組内容

取組内容	目標数	うち継続協定での目標追加
棚田の法面や水路の維持等 (自動草刈り機による畦畔草刈りの省力化、ボランティア等による保全活動、農道・水路の整備 等)	32	1
生産基盤の維持 (機械の共同利用、組織化による生産体制の整備、担い手の確保、農用地の整備 等)	46	1
耕作放棄の防止 (有害鳥獣対策 等)	9	0
耕作放棄されている棚田の農用地としての有効活用 (山菜・ソバ等の作付け 等)	5	0

※ 1 取組内容は「棚田地域の振興に関する基本的な方針」に記載の取組例を基に分類

※ 2 複数の目標を設定している協定もあるため、目標数は協定数と一致しない

令和6年度棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標について

- 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標については、「農産物の供給の促進」の取組が34で最も多く、それ以外の取組は多岐にわたっている。
- R6は1協定で、棚田等の生産基盤の整備や山菜保護活動、景観作物の作付に係る取組が追加された。

表 「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮」における取組内容

取組内容	目標数	うち継続協定での目標追加
農産物の供給の促進 (棚田米のブランド化、農産物の加工・販売 等)	34	0
国土の保全、水源のかん養 (棚田等の生産基盤の維持、棚田の法面の維持組織の設立、水源かん養に係る学習会の開催)	3	1
自然環境の保全 (里地里山保全のための有害鳥獣対策、自然体験学習会の開催 等)	10	1
良好な景観の形成 (景観作物の作付け)	13	1
伝統文化の継承 (地域の伝統行事や祭りの維持・承継、伝統文化の情報発信)	6	0
その他 (農業体験・研修の受入れ、棚田資源を生かした交流活動 等)	12	0

※1 取組内容は「棚田地域の振興に関する基本的な方針」に記載の取組例を基に分類

※2 複数の目標を設定している協定もあるため、目標数は協定数と一致しない

令和6年度棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標について

- 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標については、「都市農村交流を通じた「関係人口」の創出・拡大による地域振興」の取組が26と一番多く、次いで「棚田を観光資源とした地域振興」の取組が25であった。
- R6は1協定で、集落の除雪や伝統文化の継承等に係る取組が追加された。

表 「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」における取組内容

取組内容	目標数	うち継続協定での目標追加
・ 棚田における都市農村交流を通じた「関係人口」の創出・拡大による地域振興 (棚田オーナー制度の導入・促進、教育機関等と連携した交流の促進、関係人口創出のための情報発信)	25	0
・ 棚田を観光資源とした地域振興 (棚田の農産物や景観を活用したイベントによる観光促進、農泊受入の促進)	26	0
・ 棚田米等を活用した6次産業化の推進 (農産物及び加工品の販売促進、直売所の売上げ拡大)	7	0
・ 棚田を舞台とした文化活動の推進 (大地の芸術祭拠点と連携したイベントの開催、伝統文化の継承等)	4	1
・ その他 (集落内の除雪支援等の生活支援、集落内の景観美化、担い手の育成)	17	1

※1 取組内容は「棚田地域の振興に関する基本的な方針」に記載の取組例を基に分類

※2 複数の目標を設定している協定もあるため、目標数は協定数と一致しない

協定書の加算の目標に確認におけるチェックリスト

未定稿

〇5期対策の加算措置は、地域の目指す目標の実現の支援措置であることを踏まえ、中山間地域等直接支払交付金の加算の目標を確認する際には、以下のチェック項目を確認するようにしてください。

No	チェック項目	判断のポイント
1	・加算措置の目的に合致したものとなっているか	・ <u>その加算の内容に合致した目標となっているかどうかの確認。</u> (例えば生産性向上加算の目標設定において、人材確保のような他の加算に該当する目標となっていないか。)
2	・定量的な目標となっているか (超急傾斜加算を除く)	・ <u>定量的(数値を用いた目標)となっているかどうかの確認。</u> (例えば、「農産物のブランド化を推進する」だけでは数値的な目標ではない。ただし、〇〇法人を設立する、農家レストランを立ち上げる、など、0→1となるような目標は定量的と見なすことが可能。)
3	・他の加算と目標が重複していないか	・ <u>加算ごとに異なる目標を設定しているか確認。</u> (例えば広域化加算と集落機能強化加算には両方とも人材確保を目標とすることができるが、内容が重複していないか。)
4	・達成水準が、地域の状況からみて妥当なものとなっているか	・ <u>達成水準が協定の規模や地域の実情に見合ったものになっているか確認。</u> (例えば300haの集落協定において、担い手への集積を5年間で1ha増やす、といった地域農業の規模に見合っていない目標となっていないか。)
5	・期間は妥当なものとなっているか	・ <u>目標に対して、期間が長すぎないか、または短すぎないか確認。</u> (例えば容易に目標が達成でき、経費もあまりかからない取り組みにも係わらず5年間の取組期間としていないか。逆にゼロから農家レストランを立ち上げるといった目標に対して、加算の取組期間が1年間、といったように実現することが難しい取組期間となっていないか。)
6	・加算措置で受けとる交付額に見合うものとなっているか	・ <u>加算額に見合った目標であるか確認。</u> (例えば200万円/年の加算額に対し、30万円のドローンを1機購入し、地域内の水稻栽培面積の80%で共同防除を行う、といったような加算額に対して明らかに目標達成に掛かる経費が小さい目標となっていないか。ただし、このような場合でもオペレーター育成費や燃料費など、地域で必要な取り組みを追加したり、目標を複数設定することで、交付額に見合った取り組みにすることは可能)
7	・第3者から見て成果が分かりやすいものとなっているか	・ <u>目標は成果がわかりやすいことに加え、アウトプット(単純な行為。例えば何かを購入する、打合せや会議を行う、など。)的なものよりも、アウトカム(行為による成果。売り上げが〇%増加、人口が〇%増加など)的なものが望ましい。</u> (例えば、パソコンの〇〇ソフトを〇個購入する、打ち合わせの回数を〇回増加、会議を〇回増加、など、アウトプットのそれだけでは成果が見えにくいものになっていないか。ただし、農業のインターンを〇名増加する、都市部での地元生産品の商談会を〇回開催する、など、アウトプットの目標でも、地域に対する成果が分かりやすいものについては認めることが可能。)

※「例えば～」の部分については例示であり、内容によっては地域の実情に見合ったものとなる可能性もあることに留意

【参考】棚田地域振興法の概要

- 棚田は、多面にわたる機能を有する貴重な財産であるが、地形的に生産条件が厳しいことから、人口減少や高齢化による担い手不足によって、全国各地で荒廃の危機に直面している状況。
- 農業のみに着目した棚田の維持には限界があることを踏まえ、棚田を核とした地域振興を通じ、棚田を将来に継承していく考えのもと、令和元年8月に「棚田地域振興法」が施行。**令和6年度に期限延長。**

棚田地域振興法の概要

- 目 的 貴重な国民財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
- 国等責務 【 国 】 棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
【地方公共団体】 棚田地域の振興に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定・実施
- 役 割

【国】

- 棚田地域の振興に関する基本方針の策定
- 「指定棚田地域」の指定
(申請者：都道府県)
- 「指定棚田地域振興活動計画」の認定
(申請者：市町村)

【県】

- 新潟県棚田地域振興計画の策定
(令和2年3月)
- 「指定棚田地域」の申請
※市町村等の提案を受けて県が申請

【市町村】

- 指定棚田地域振興協議会の設置
(構成員：市町村、活動参加者(農業者、農業団体、地域住民、NPO等))
- 「指定棚田地域振興活動計画」の策定
※県と事前協議。県を経由して申請

棚田地域の要件

棚田(勾配1/20以上)が1ha以上存在する昭和25年2月1日の市町村(旧市町村)の区域

国の優遇措置等

- ・ 中山間直払の加算措置
- ・ 補助事業の優先採択、補助率の嵩上げ、採択要件緩和の対象としている条件不利地域に指定棚田地域を追加等

新潟県棚田地域振興計画

第一 棚田地域の振興の目標

棚田地域の振興に関連する施策が地域の実情に応じて効果的に活用されることを通じ、①地域の自主的な取組の促進による棚田等の保全、②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮、③棚田を核とした棚田地域の振興を図ることにより、県総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に資する。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ・ 棚田地域の振興に関連する国及び県独自の施策の活用

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために必要な事項

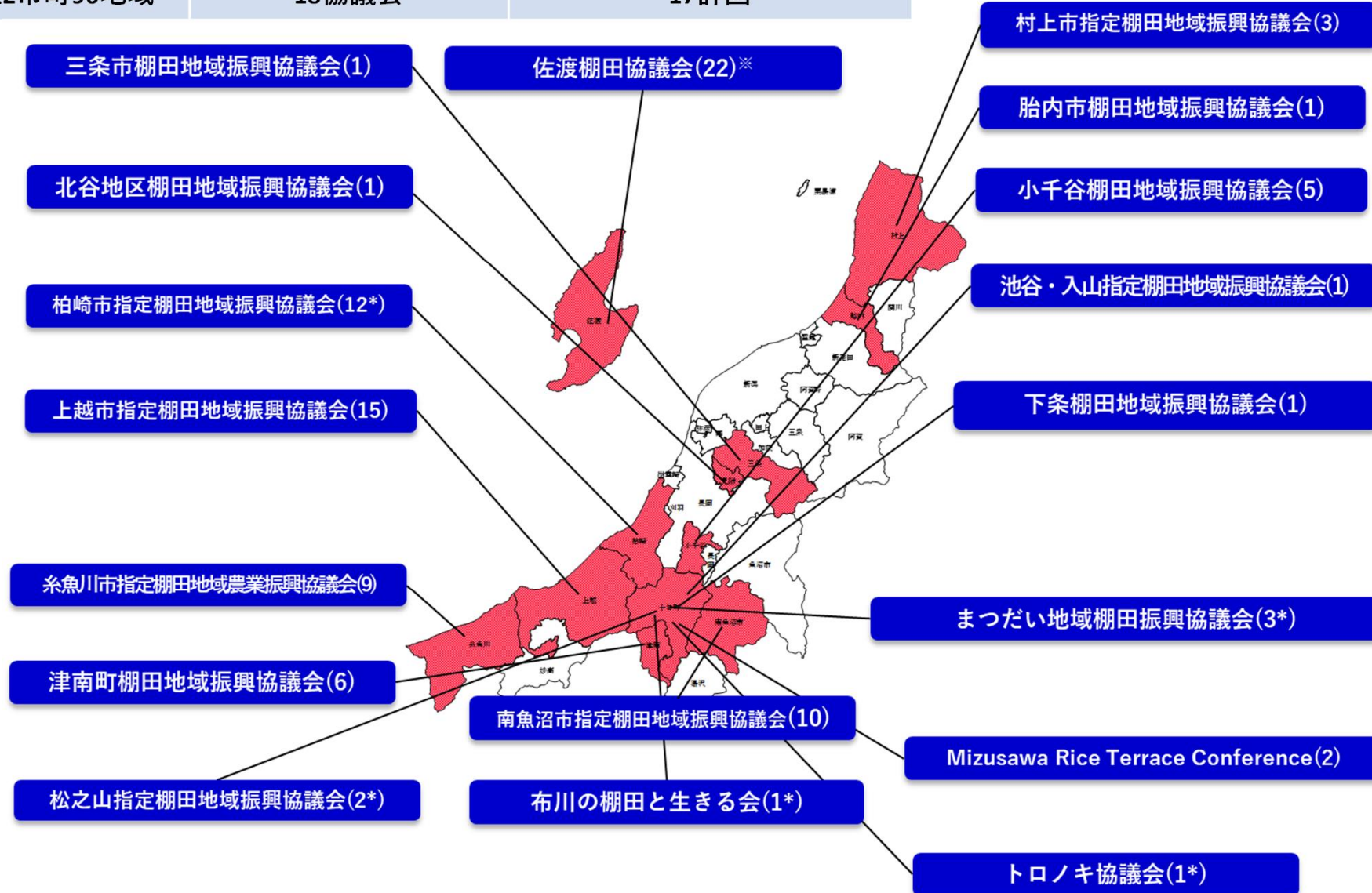
- ・ 推進体制等の整備に関する事項(連絡会議の設置、担当窓口、情報発信の充実)
- ・ 指定棚田地域の指定申請に関する事項
- ・ 指定棚田地域振興活動計画の協議に関する事項

【参考】指定棚田地域の指定及び振興協議会の設置状況

○ 令和6年度は、前年度から変更なし。

指定棚田地域数	設置済みの協議会数	認定棚田地域振興活動計画数
12市町96地域	18協議会	17計画

(注) 協議会名称の右()は活動範囲の指定棚田地域数であり、(*)は他の協議会と指定棚田地域の重複があるもの



第一 棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項（一部抜粋）

2 棚田地域の振興により実現すべき目標

（１）棚田等の保全及び農業の振興

- ・耕作放棄の防止、耕作放棄されている棚田等の農用地としての有効活用
- ・棚田等の法面や水路の維持等、生産基盤の強化（災害復旧及び災害復興に係るものを含む。）
- ・スマート農業技術を活用した農作業の効率化、作業負担の軽減、農業経営の合理化
- ・棚田米等を活用した6次産業化の推進（棚田米のブランド化・販売促進、棚田米を原料とする加工品のブランド化・販売促進）
- ・鳥獣被害対策の実施
- ・農業に関わる人材の育成及び確保

（２）棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進（棚田米のブランド化・販売促進）
- ・国土の保全、水源の涵養（棚田等の法面や水路の維持等、生産基盤の強化等）
- ・自然環境の保全（冬水田んぼの取組等、生物多様性の確保、里地里山保全）
- ・良好な景観の形成（重要文化的景観への選定、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画や景観農業振興地域整備計画の策定等を通じた美しい景観の維持）
- ・伝統文化の継承（棚田等に由来する地域の伝統行事や祭りの維持・承継）

（３）棚田等を核とした棚田地域の振興

- ・観光業等の民間企業との連携
- ・移住、定住及び二地域居住を促進するための生活環境の整備や地域運営組織（以下「RMO」という。）の形成促進
- ・棚田地域に移住又は定住をしようとする者に対するサポートの実施
- ・棚田等における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興（棚田オーナー制度の導入・促進、小中高・大学の教育・研究課程（フィールドワーク等）と連携した交流の促進、企業のCSR活動や社員の福利厚生活動の一環として実施される棚田保全活動の促進）
- ・棚田等を観光資源とした地域振興（棚田等のライトアップ等のイベントによる観光促進、棚田等に由来する地域の伝統行事や祭りの観光資源化の推進、農泊受入の促進）
- ・棚田等を舞台とした芸術文化活動の推進（芸術作品の展示等）